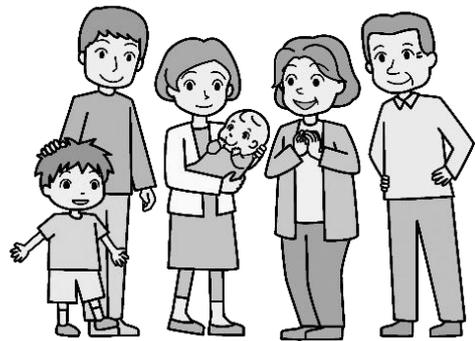
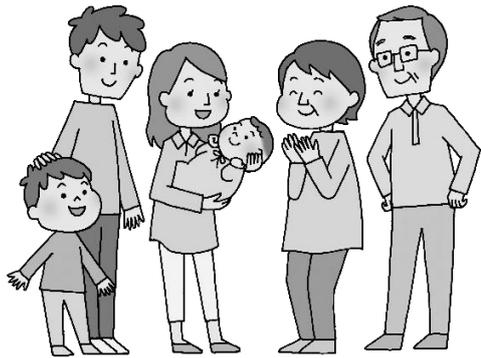


高取町

第2期 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

奈良県 高取町

はじめに

現在、わが国では少子高齢化が急速に進み、子育てをめぐる環境も変化を続けています。核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭において不安や孤立感の高まりが懸念されています。そのような背景のもと、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、保護者の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障するなど、未来を担う子どもたちへの支援が推進されています。



高取町では、平成28年度に策定した「高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「安心して子育てができるまち 高取」を基本目標の一つとして掲げるとともに、「高取町子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、子ども・子育てに関する取り組みを総合的に推進してきました。

このたび、令和元年度で「高取町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了となるにあたり、近年の社会潮流や本町の状況、住民のニーズを反映させた「高取町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画は、「高取町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を引き継ぎ、「笑顔あふれる 夢あるまち たかとり」とし、今後5年間を計画期間としています。今後は、本計画に基づき、家庭、学校、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、地域全体で子どもや子育て家庭に寄り添った支援を進め、子どもが健やかに育つまちを目指してまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後となりましたが、本計画策定にあたり御尽力いただきました「高取町子ども・子育て会議」の委員の皆様、住民ニーズ調査にご協力いただきました保護者の皆様をはじめ、ご支援、ご協力いただきましたすべての関係者の皆様に心よりお礼を申し上げます。

令和2年3月

高取町長 植村 家忠

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画策定体制	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	4
1 人口の動向	4
2 幼稚園及び保育所（園）、小・中学校の状況	10
3 子ども・子育て支援事業等の状況	12
4 住民ニーズ調査の実施概要と結果	16
5 第1期計画の取り組みにおける課題	26
第3章 計画の理念と施策の体系	27
1 基本理念	27
2 基本目標	28
3 施策の体系	29
第4章 子ども・子育て支援施策の展開	30
基本目標1 すべての子どもが幸せを感じるまちづくり	30
基本目標2 誰もが安心して子どもを産み育てられるまちづくり	35
基本目標3 子どもと子育てをみんなで支えるまちづくり	40
第5章 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	44
1 量の見込みの算出等について	44
2 基本的事項	47
3 就学前の教育・保育	48
4 地域子ども・子育て支援事業	50
第6章 計画の推進に向けて	62
1 推進体制	62
2 点検・評価	62
資料編	63
1 計画の策定経過	63
2 高取町子ども・子育て会議条例	64
3 高取町子ども・子育て会議委員名簿	65
4 用語集（50音順）	66

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子化対策は全国的に喫緊の課題となっています。令和元年の出生数が当初推計よりも2年早く90万人を割ったように、想定を上回るペースでわが国の少子化は急速に進行しています。合計特殊出生率は平成30年で1.42となっており、人口維持に必要とされる2.08を大きく下回り、夫婦が理想とする子どもの数と実際の子どもの数との間にも開きが見られます。

ライフスタイルの変化や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加や低年齢児の保育ニーズの増大など、子育てをめぐる状況は近年大きく変化しており、結婚や出産・子育てに関する一人ひとりの希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

こうした情勢のもと、国においては、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下、「新制度」という。）が平成27年4月から施行されました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが必要となっています。

また、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが掲げられ、令和2年に制定された国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくることを、引き続き主要な取り組みの柱とすることとなりました。さらに、子どもの貧困対策については、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では対策の一層の推進を図るべく、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記されました。

『高取町第2期子ども・子育て支援事業計画』（以下、「本計画」という。）は、これら、国の動向や近年の社会潮流、高取町（以下、「本町」という。）の子どもを取り巻く現状、また、前回計画である『高取町子ども・子育て支援事業計画』（以下、「前回計画」という。）の進捗状況等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保すること、子どもの健やかな育ちと安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を目的に策定するものです。

2 計画の法的根拠と位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村行動計画で、子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。

また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で必要な施策を展開していくため、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」を内包します。

さらに、子どもの貧困対策の推進に関する法律の理念や趣旨を踏まえた計画とします。

【子ども・子育て支援法(第六十一条)】

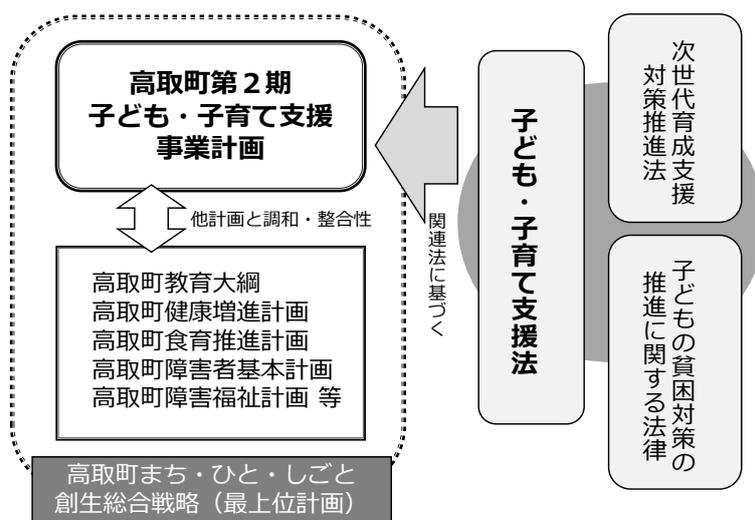
市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法(第八条)】

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、前回計画の体系や施策、事業を継承するとともに、町の最上位計画である「高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ関連諸計画との調和と整合性を保つものとします。



3 計画の期間

本計画の期間は、5年を一期と定めた子ども・子育て支援法に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお計画期間内であっても、状況等の変化により必要が生じた場合は、計画の見直しを行うものとします。

平成 27年度	...	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
高取町子ども・子育て支援事業 計画（前回計画）			高取町第2期子ども・子育て支援事業計画 （本計画）						
							評価 及び 策定	次期計画 （予定）	

4 計画策定体制

町内の未就学児及び小学生を持つ保護者を対象とした住民ニーズ調査、庁内を対象としたヒアリング調査等の結果を踏まえ、「高取町子ども・子育て会議」での協議を経て策定しました。



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

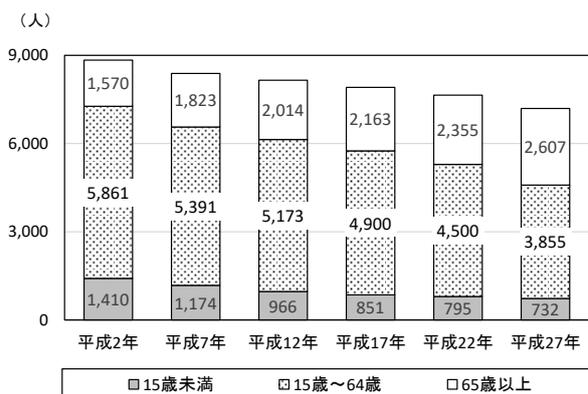
1 人口の動向

- ◆年齢3区分別の人口の推移を見ると、子ども人口の割合が低下しています。
- ◆転入・転出の状況を見ると、転出超過の傾向が続いています。また、出生数について、減少傾向となっています。
- ◆世帯の状況を見ると、三世帯同居などのその他の世帯は減少しています。

(1) 長期の人口動態

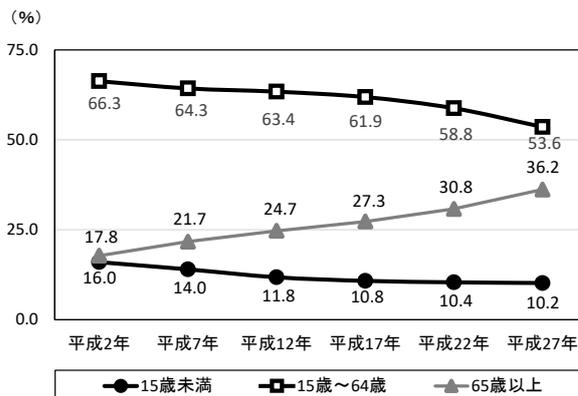
過去6回の国勢調査によると、本町の人口は平成2年以降減少を続けています。年齢3区分別の割合で見ると、15歳未満と15～64歳の割合は徐々に減少している一方で、65歳以上は平成2年以降一定の割合で増加しています。年齢3区分の割合を国や県と比較すると、本町は65歳以上の人口割合が高くなっています。

■年齢3区分別人口の推移（長期）



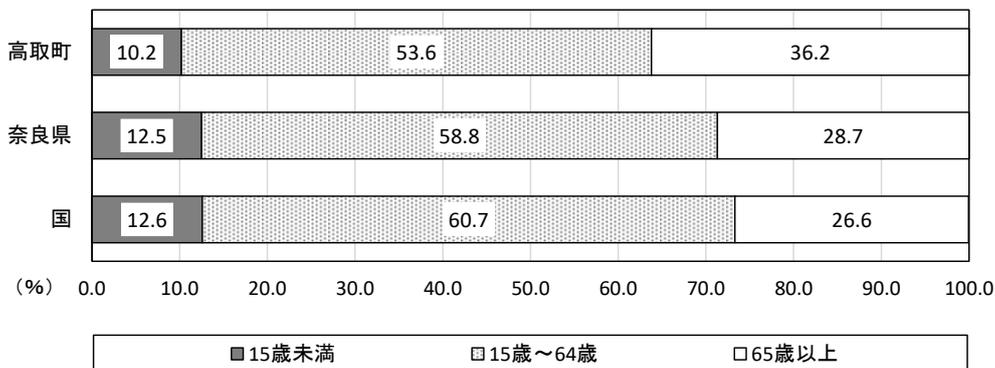
資料：国勢調査

■年齢3区分別人口割合の推移（長期）



資料：国勢調査

■平成27年国勢調査における年齢3区分別人口割合の比較



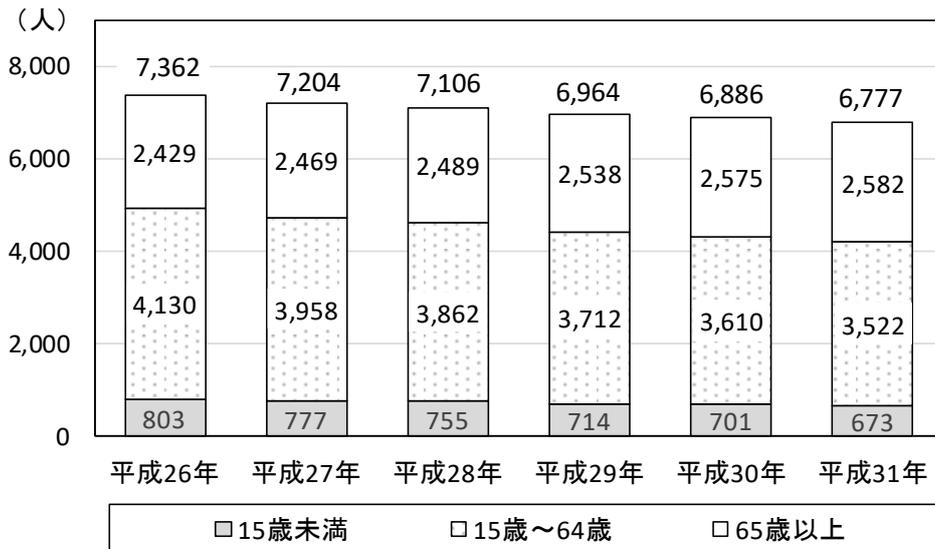
資料：平成27年国勢調査

(2) 近年の人口動態

平成 26 年から平成 31 年にかけての本町の人口動態を見ると、15 歳未満の人口が 803 人から 673 人と約 16% 減少し、15 歳～64 歳の人口は 4,130 人から 3,522 人と約 15% 減少しているのに対して、65 歳以上の人口は 2,429 人から 2,582 人と約 6% 増加しています。

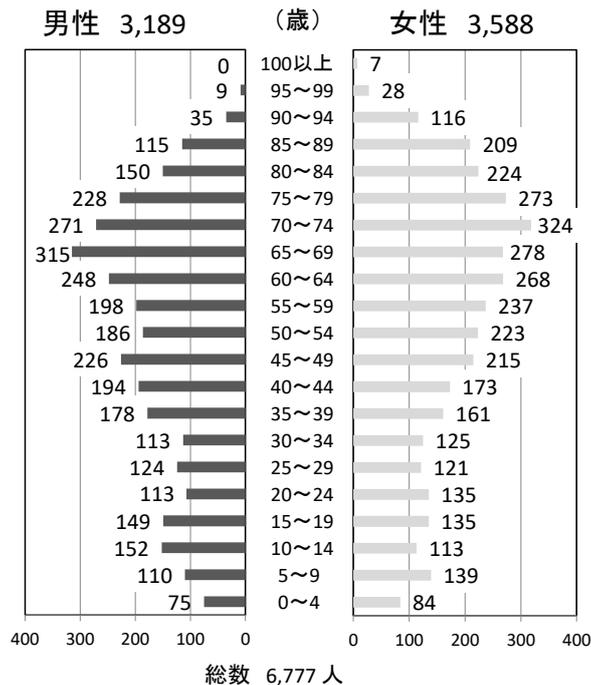
平成 31 年 3 月末現在の男女 5 歳階級別人口では、男性は 65 歳～69 歳、女性は 70 歳～74 歳が最も多くなっています。

■ 年齢 3 区分別人口の推移（近年）



各年 3 月末現在 / 資料：住民基本台帳

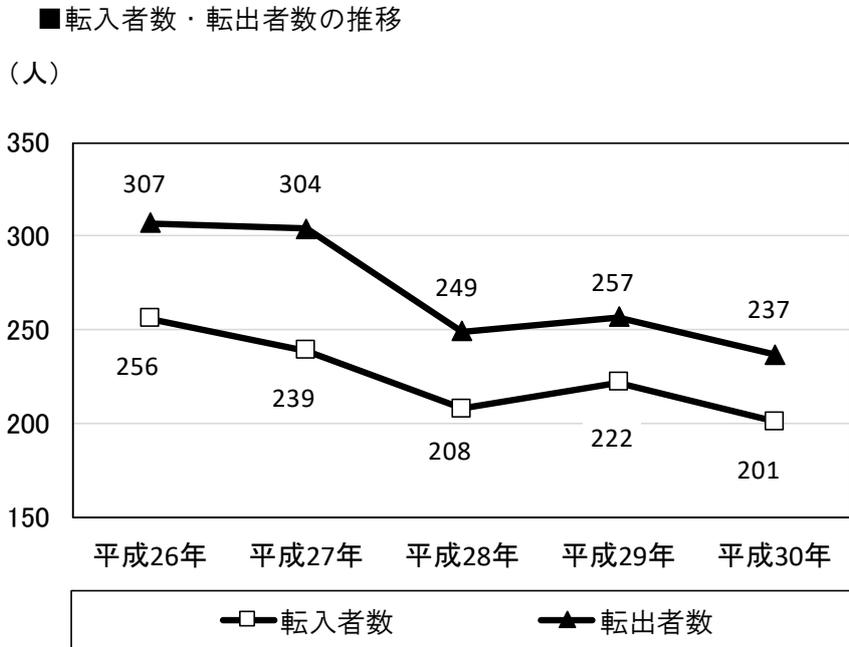
■ 平成 31 年 3 月末の男女 5 歳階級別人口



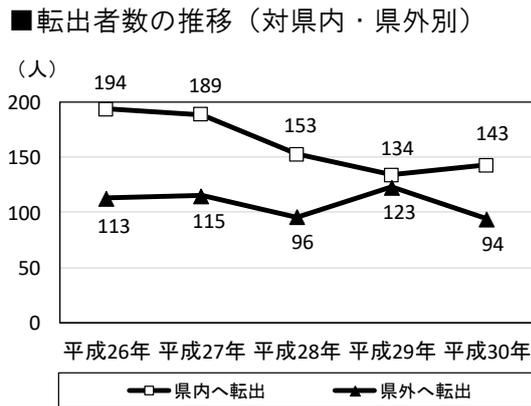
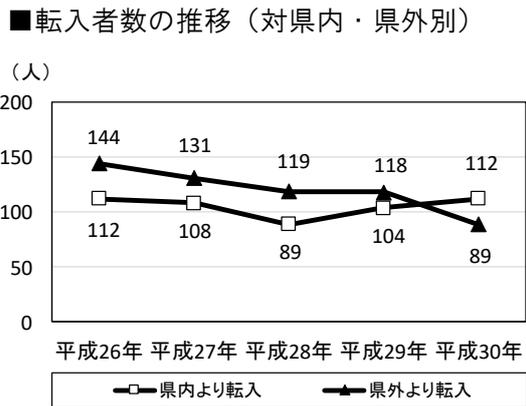
平成 31 年 3 月末現在 / 資料：住民基本台帳

(3) 転入・転出の状況

本町への転入者数及び転出者数は減少しており、転出超過の傾向が続いています。転入者に関しては、県外より転入する人の数が減少傾向にあります。



各前年10月1日から1年間の合計／資料：奈良県推計人口調査



いずれも各前年10月1日から1年間の合計／資料：奈良県推計人口調査

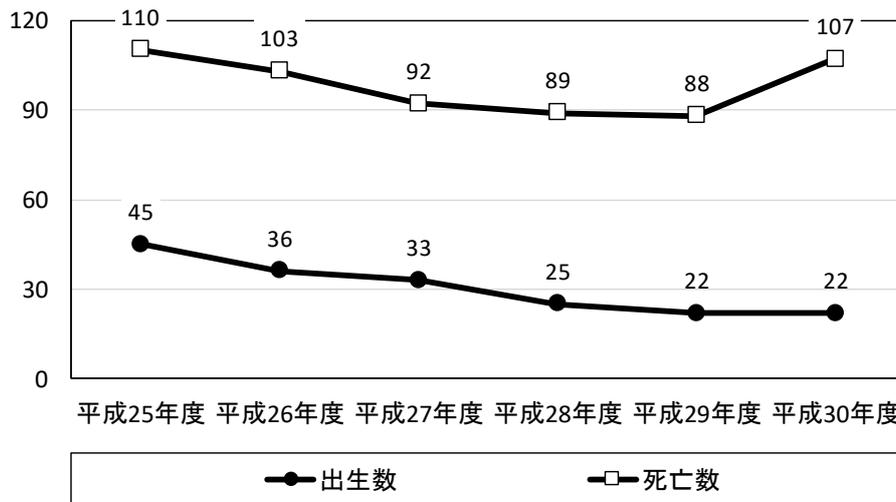
(4) 出生・死亡・婚姻の状況

本町の出生数は、平成 25 年度以降減少傾向となっていますが、平成 29 年度から横ばいとなっています。死亡数は平成 25 年度から平成 29 年度にかけて減少したのち増加に転じています。

婚姻件数は近年、ほぼ横ばいとなっている一方、離婚件数は減少傾向となっています。

■出生数・死亡数の推移

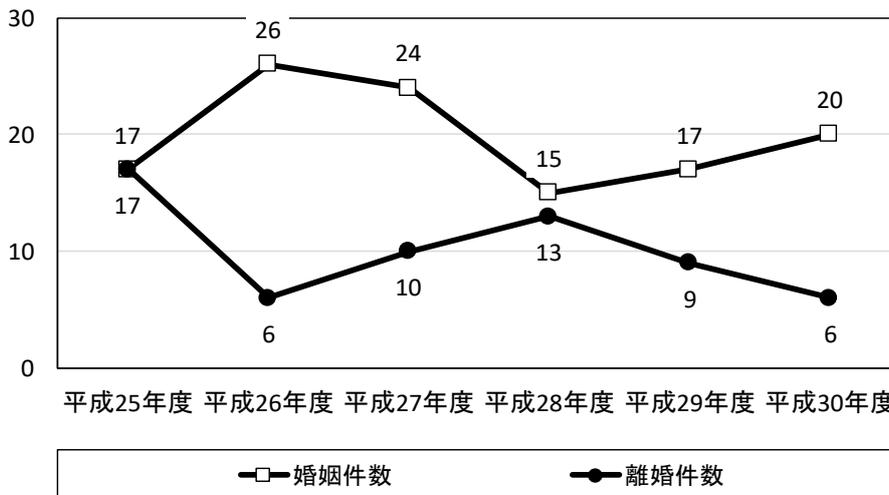
(人)



各年度 4 月 1 日～3 月 31 日 / 資料：高取町

■婚姻件数・離婚件数の推移

(件)



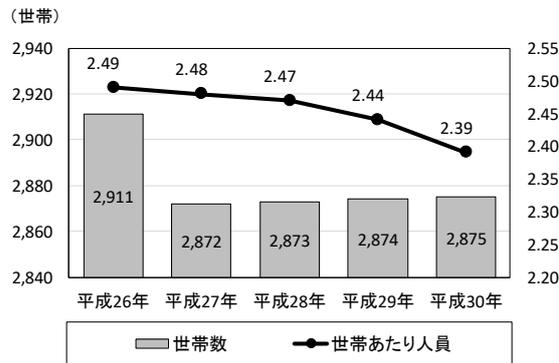
各年度 4 月 1 日～3 月 31 日 / 資料：高取町

(5) 世帯の状況

世帯数は平成26年から平成27年にかけて減少したのち、微増傾向となっています。世帯あたりの人員は近年減少しています。

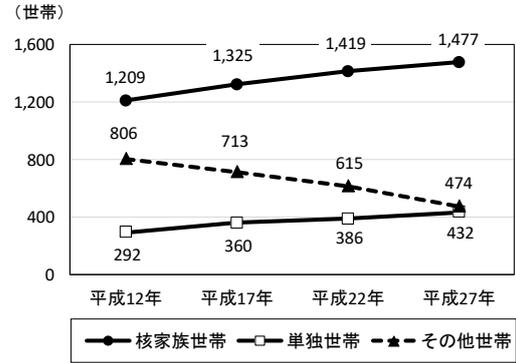
また、国勢調査における一般世帯数の推移を世帯の種類別に見ると、核家族世帯と単独世帯が増加しており、三世帯同居などのその他世帯は減少しています。平成27年調査の世帯の種類を国や県と比較した場合、本町では単独世帯の割合が低く、三世帯同居などのその他世帯の割合が高くなっています。

■ 世帯数と世帯あたり人員の推移



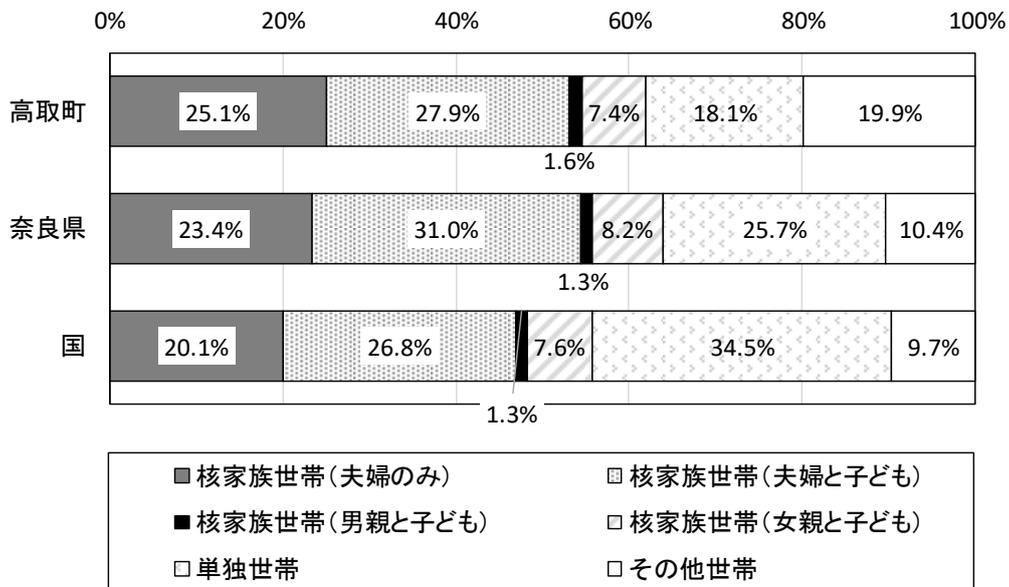
各年10月1日現在／資料：奈良県推計人口調査

■ 世帯数の種類別推移



資料：国勢調査

■ 平成27年国勢調査における世帯の種類別割合の比較

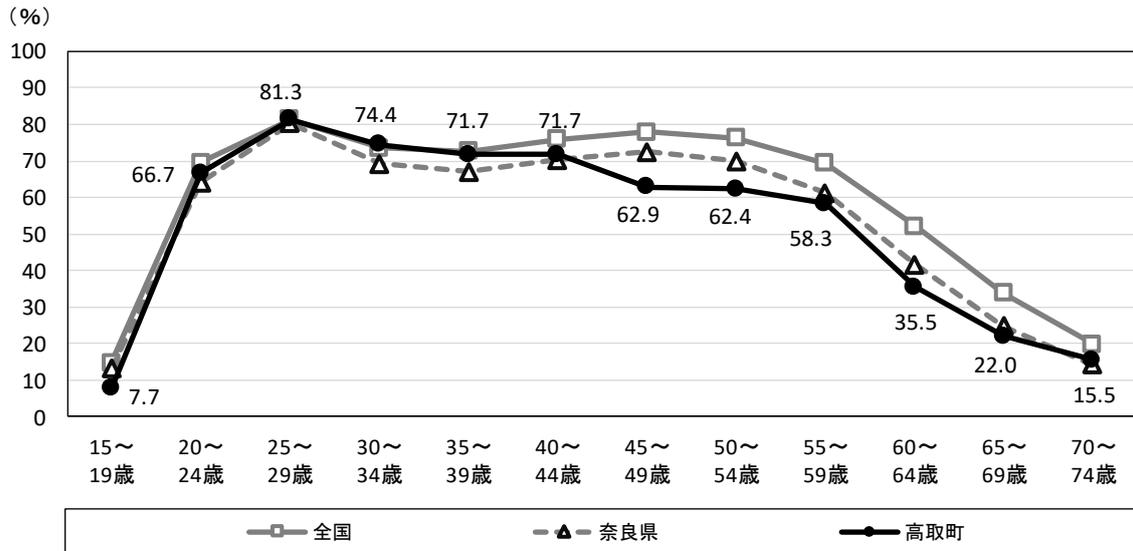


資料：平成27年 国勢調査

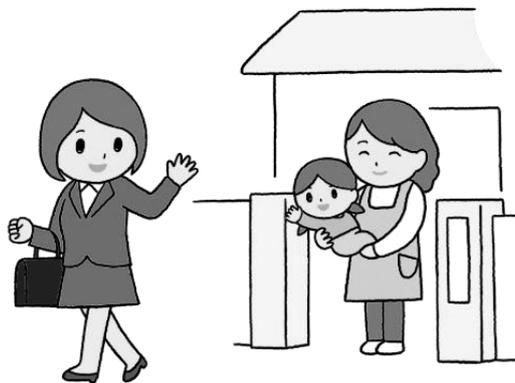
(6) 女性の5歳年齢階級別労働力率の状況

女性の労働力率（人口に占める女性の労働力人口の割合）は、本町は35～39歳以下においては国と同水準であるものの、40～44歳以降の年齢層においては国の水準よりも低くなっています。

■女性の5歳年齢階級別労働力率の比較



資料：平成27年 国勢調査



2 幼稚園及び保育所（園）、小・中学校の状況

- ◆就学前児童数は減少傾向にあります。
- ◆小学校児童数は横ばいとなっており、中学校生徒数は減少の傾向が見られます。

(1) 幼稚園及び保育所（園）の在籍児童数

幼稚園及び保育所（園）の在籍児童数はともに近年減少しています。就学前児童数の合計は平成27年度に196人でしたが、令和元年度には142人となっています。

■幼稚園・保育所（園）を利用している児童数の推移

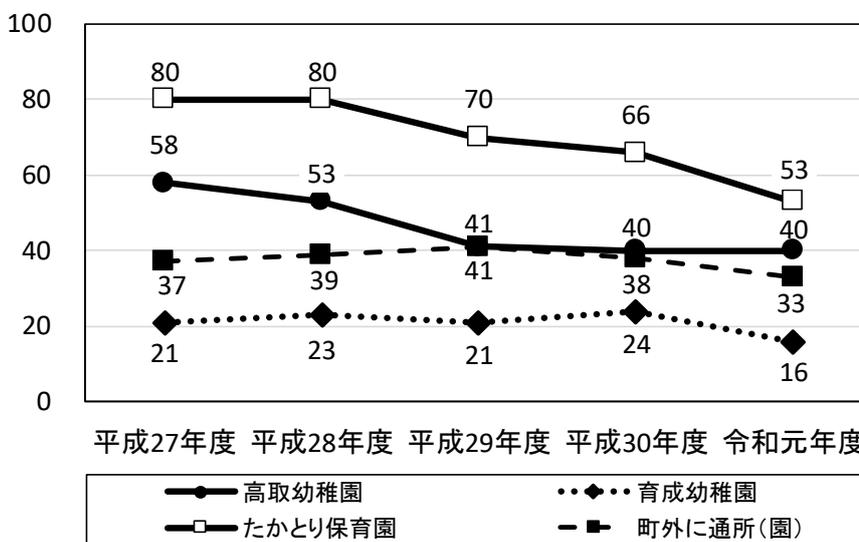
単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
幼稚園	高取幼稚園	58	53	41	40	40
	育成幼稚園	21	23	21	24	16
	町外に通園	1	5	5	3	3
	幼稚園計	80	81	67	67	59
保育所（園）	たかとり保育園	80	80	70	66	53
	町外に通所・園	36	34	36	35	30
	保育所（園）計	116	114	106	101	83
合計		196	195	173	168	142

各年度4月1日現在／資料：高取町

■幼稚園・保育所（園）を利用している児童数の推移

(人)



資料：高取町

(2) 小・中学校の状況

小学校児童数は、平成 29 年度に 333 人と増加したものの、それ以外の年度は 320 人前後と なっています。

中学校生徒数は、減少傾向にあり、令和元年度には 143 人となっています。

■小学校児童数の推移

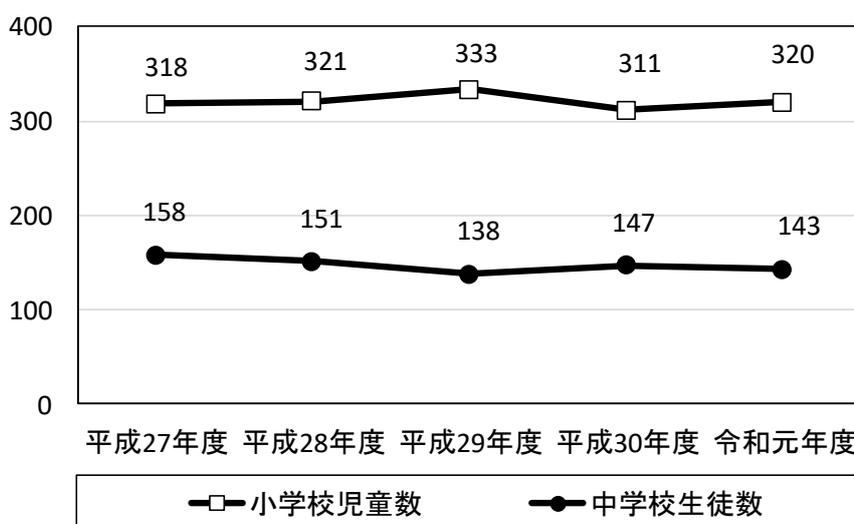
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
全児童数（人）	318	321	333	311	320
うち特別支援児童（人）	11	16	18	14	15
全学級数（級）	15	16	17	15	15
うち特別支援学級（級）	3	4	5	3	3

■中学校生徒数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
全生徒数（人）	158	151	138	147	143
うち特別支援児童（人）	10	7	8	10	9
全学級数（級）	10	8	8	9	9
うち特別支援学級（級）	4	2	2	3	3

■小学校児童数、中学校生徒数の推移

（人）



各年度 4 月 1 日現在 / 資料：高取町

3 子ども・子育て支援事業等の状況

- ◆時間外保育事業（延長保育）及び一時預かり事業の利用者数は近年減少傾向にあります。
- ◆放課後児童クラブの利用状況は近年増加傾向となっています。
- ◆乳幼児健康診査事業や妊婦健康診査事業などの健診・訪問事業に関して、高い利用率が続いています。

(1) 子ども・子育て支援事業の実施状況

時間外保育事業（延長保育）及び一時預かり事業の利用者数は近年減少傾向にあります。地域子育て支援拠点事業のサークル利用者数は平成30年度に増加しています。

放課後児童クラブの利用者数は増加傾向となっています。

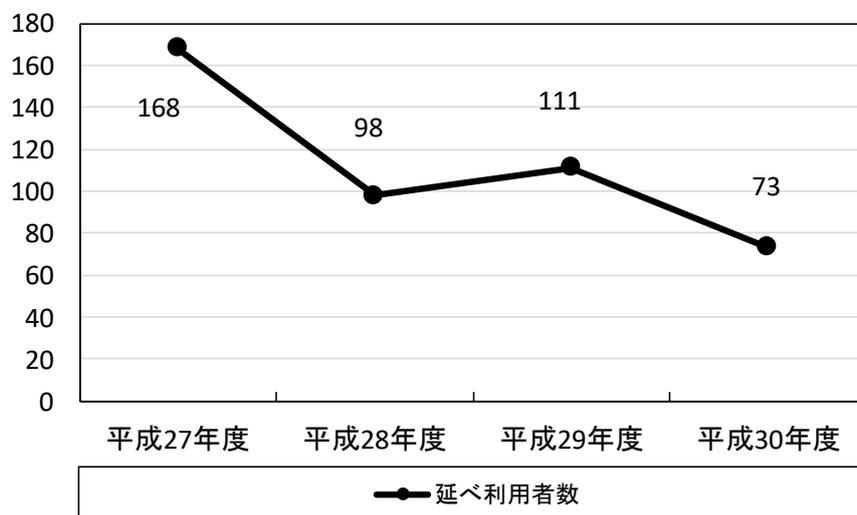
■時間外保育事業（延長保育）の状況

単位：人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	168	98	111	73

各年度4月1日～3月31日／資料：高取町

(人日)

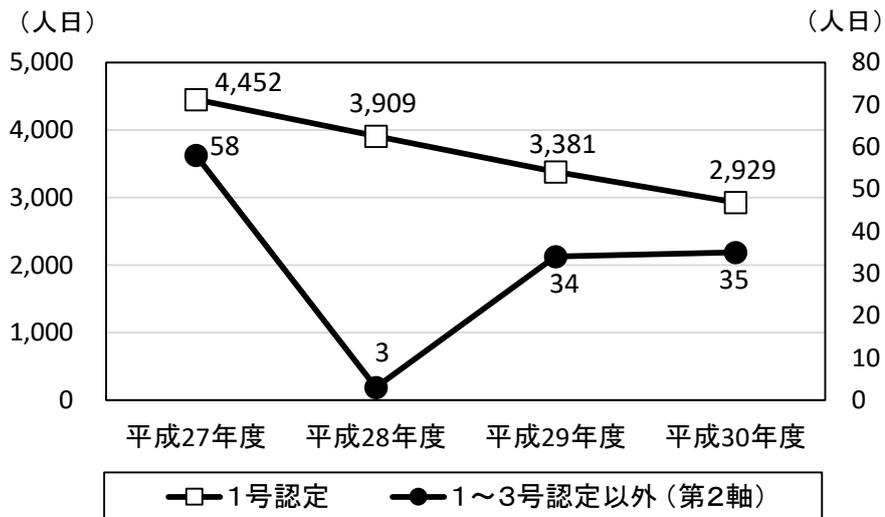


■一時預かり事業の状況

単位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1号認定	4,452	3,909	3,381	2,929
2号認定	0	0	0	0
3号認定	0	0	0	0
上記以外	58	3	34	35

各年度4月1日～3月31日／資料：高取町



■地域子育て支援拠点事業の状況

単位：延べ人数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
面談	28	20	12	8
電話相談	29	60	18	14
サークル利用	316	60	48	196
合計	373	140	78	218

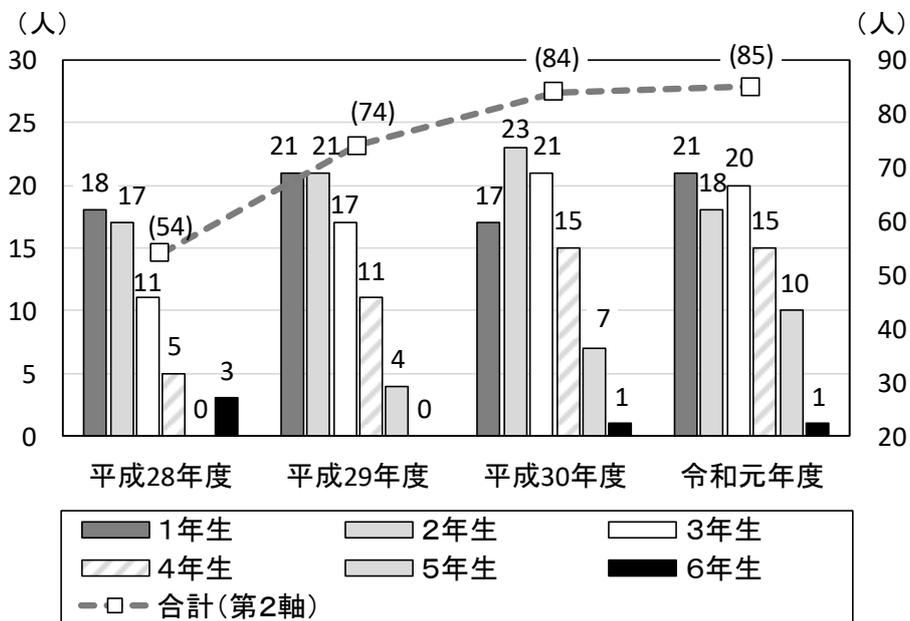
各年度4月1日～3月31日／資料：高取町

■放課後児童クラブの状況

単位：人

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 年生	18	21	17	21
2 年生	17	21	23	18
3 年生	11	17	21	20
4 年生	5	11	15	15
5 年生	0	4	7	10
6 年生	3	0	1	1
合計	54	74	84	85

各年度 4 月 1 日現在 / 資料：高取町



■子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の状況

単位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用数	0	0	0	0

各年度 4 月 1 日～ 3 月 31 日 / 資料：高取町

■病児保育（病児・病後児保育事業）の状況

単位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用数	0	9	1	0

各年度 4 月 1 日～ 3 月 31 日 / 資料：高取町

(2) 健診・訪問事業の実施状況

乳幼児健康診査の受診率は3～5か月児、1歳6か月児が平成28年度以降、95.7%～100%と高い水準となっています。3歳6か月児は90%前後となっています。

妊婦健康診査の受診者や、乳児家庭全戸訪問数は対象者数の減少の影響を受けています。また、妊産婦訪問数も平成29年度以降、同様の傾向となっています。

■乳幼児健康診査の状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
3～5か月児 健診	対象者数(人)	40	23	29	25
	受診者数(人)	39	22	28	25
	受診率(%)	97.5	95.7	96.6	100.0
1歳6か月児 健診	対象者数(人)	33	42	30	27
	受診者数(人)	29	41	30	27
	受診率(%)	87.9	97.6	100.0	100.0
3歳6か月児 健診	対象者数(人)	46	50	31	46
	受診者数(人)	40	46	27	41
	受診率(%)	87.0	92.0	87.1	89.1

各年度4月1日～3月31日／資料：高取町

■妊婦健康診査の状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人数(人)	44	37	32	33
延べ受診数(人回)	351	277	253	250

各年度4月1日～3月31日／資料：高取町

■乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)の状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人数(人)	31	24	25	26
延べ訪問数(人回)	35	33	29	28

各年度4月1日～3月31日／資料：高取町

■妊産婦訪問事業の状況

単位：人回

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ訪問数	32	37	32	28

各年度4月1日～3月31日／資料：高取町

4 住民ニーズ調査の実施概要と結果

(1) 調査の実施概要について

【調査概要】

- 調査地域：高取町全域
- 調査対象者：高取町在住の「就学前児童」及び「小学生」をお持ちの世帯・保護者
- 抽出方法：住民基本台帳より就学前児童（0歳～6歳）、小学生（1年生～6年生）を抽出
- 調査期間：令和元年6月20日（木）～令和元年7月5日（金）
- 調査方法：郵送配布、郵送回収による郵送調査法

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童・小学生	524	241	46.0%
合計	524	241	46.0%

【調査結果の見方】

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても同様です。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。ただし、設問によっては無回答もあるため、N数はばらつきがあることがあります。
- 本文中の設問や選択肢について、長文を簡略化している場合があります。

(2) 調査結果について

① 回答者の居住地区について

回答者の居住地区は、全体では「清水谷（グリーンタウン）地区」が最も高く、次いで「下土佐地区」が多い。就学前児童では「清水谷（グリーンタウン）・市尾・寺崎地区」、小学生では「清水谷（グリーンタウン）・下土佐・市尾地区」の順となっています。

[単数回答]

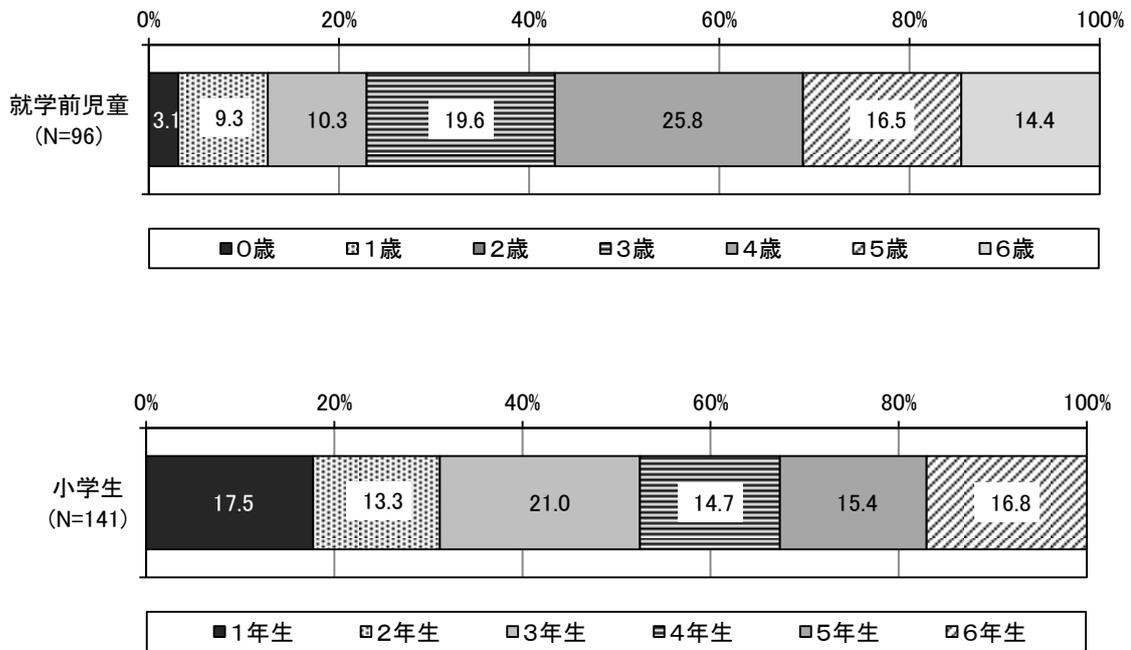
お住まいの地区	人数			全体(%)
	全体	就学前児童	小学生	
清水谷(グリーンタウン)	78	24	54	32.4
清水谷(グリーンタウン以外)	12	6	6	5.0
上子島	4	3	1	1.7
下子島	9	6	3	3.7
上土佐	7	4	3	2.9
下土佐	24	6	18	10.0
観覚寺	8	4	4	3.3
吉備	0	0	0	0.0
松山	1	0	1	0.4
羽内	0	0	0	0.0
藤井	3	2	1	1.2
市尾	21	9	12	8.7
谷田	0	0	0	0.0
丹生谷1区	8	4	4	3.3
丹生谷2区	7	4	3	2.9
兵庫	10	3	7	4.1
田井庄	2	1	1	0.8
薩摩	9	6	3	3.7
森	2	2	0	0.8
佐田	0	0	0	0.0
与楽	2	1	1	0.8
寺崎	11	8	3	4.6
越智	11	2	9	4.6
車木	5	1	4	2.1
不明・無回答※	7	1	5	2.9
合計	241	97	143	100.0

※：「不明・無回答」には、「就学前児童」又は「小学生」を選択していない回答者1名を含む。

② 回答者の子どもの年齢及び学年

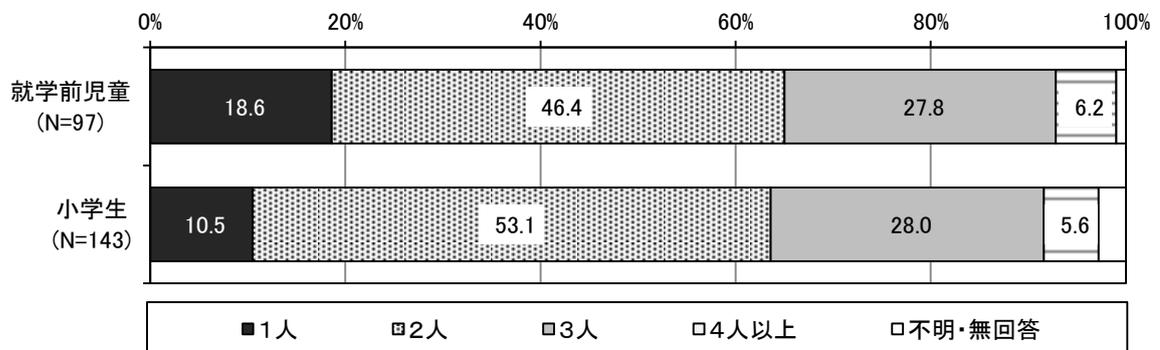
就学前児童では、「4歳」が25.8%と高く、次いで「3歳」が19.6%となっています。

小学生では、「3年生」が21.0%と高くなっています。全体的にはバランスが取れた回答割合となっています。[単数回答]



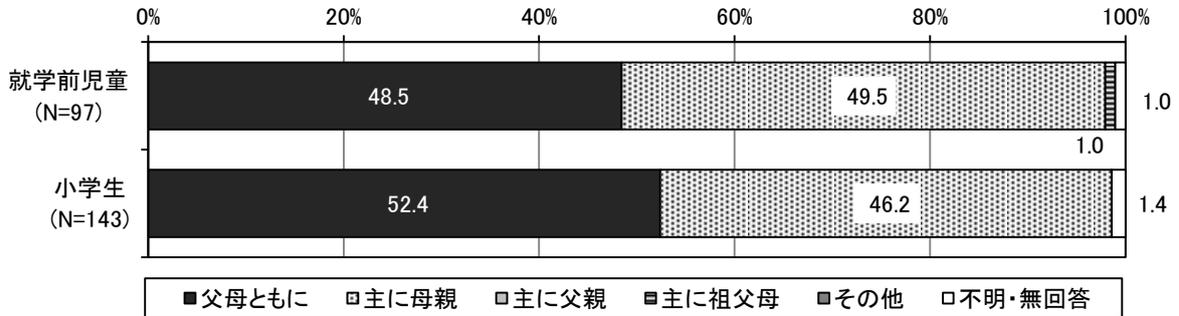
③ 回答者の子どもの人数

子どもの人数について見ると、就学前児童、小学生とも「2人」が最も高く、それぞれ46.4%と、53.1%となっています。[単数回答]



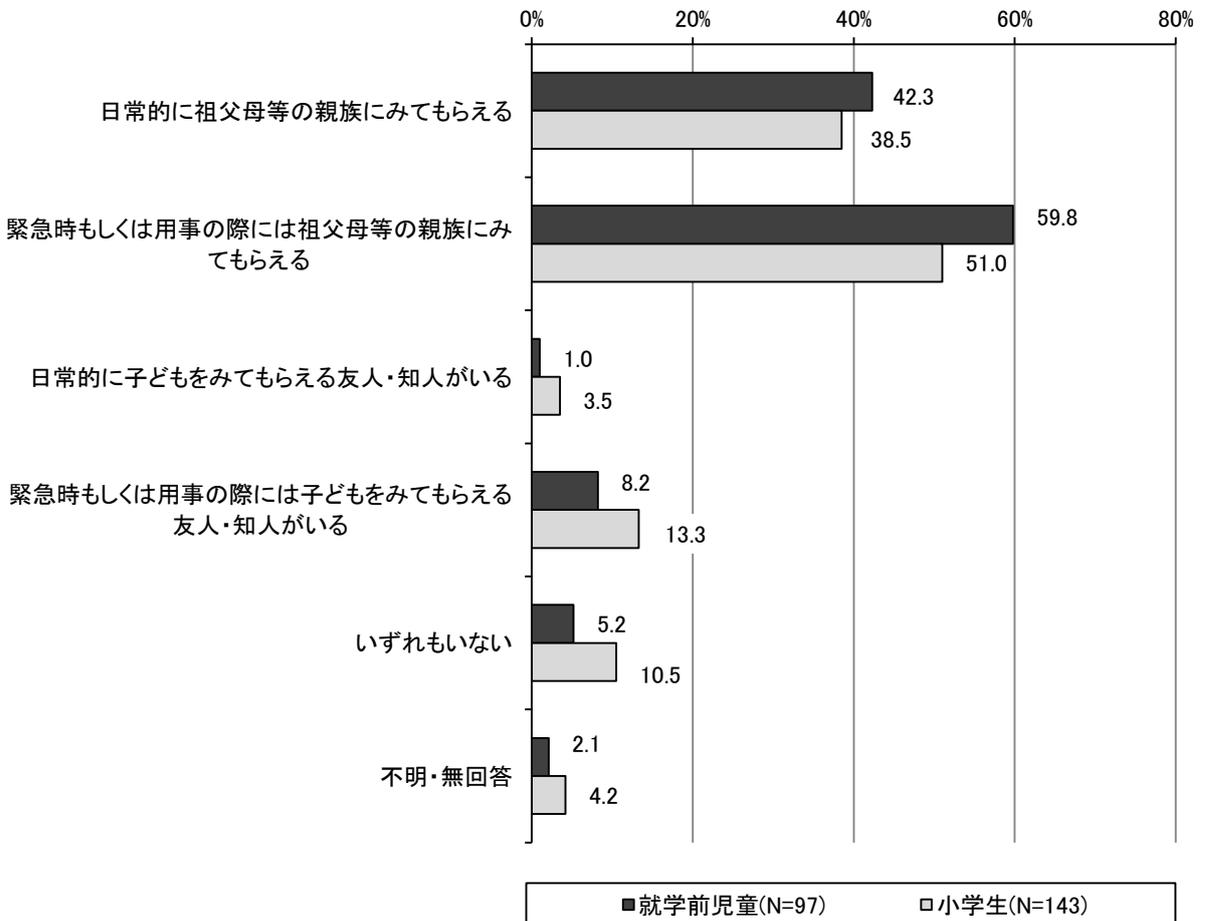
④ 子育てを主に行っている人

子育てを主に行っている人について見ると、就学前児童では「主に母親」が49.5%、小学生では「父母ともに」が52.4%と最も高くなっています。[単数回答]



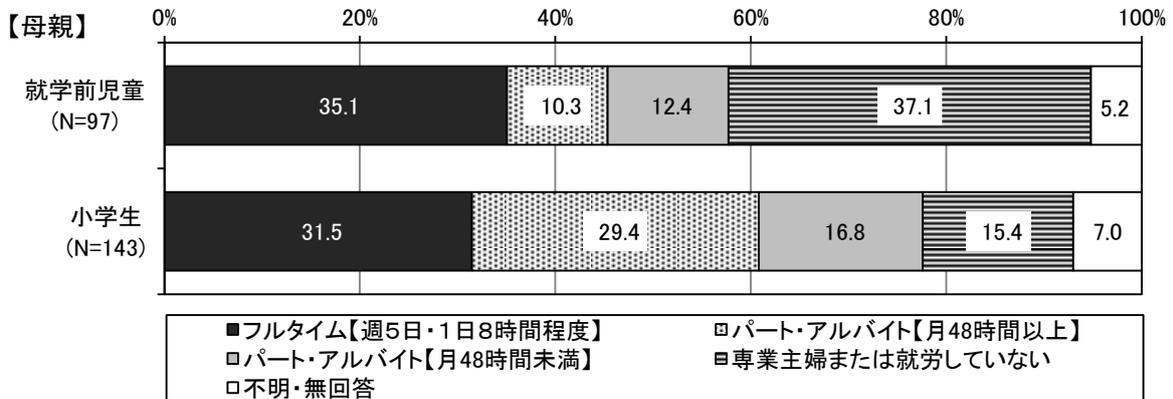
⑤ 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人は、就学前児童、小学生とも「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高く、それぞれ59.8%、51.0%となっています。[単数回答]



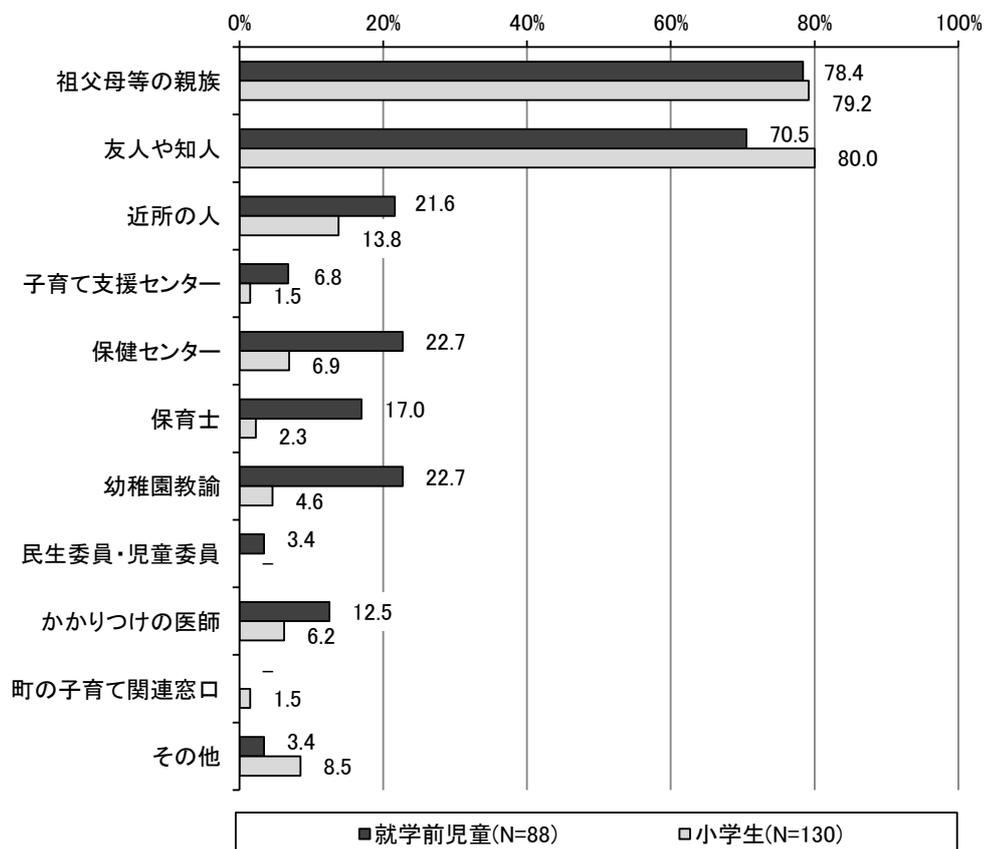
⑥ 母親の就労状況

母親の就労状況は、就学前児童では「専業主婦または就労していない」が37.1%と最も高く、小学生では「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」が31.5%と最も高くなっています。[単数回答]



⑦ 子育てをする上での相談相手や相談できる相手

子育てをする上での相談相手（場所）があると回答した方へ質問したところ、就学前児童では「祖父母等の親族」が78.4%、小学生では「友人や知人」が80.0%と最も高くなっています。[複数回答]

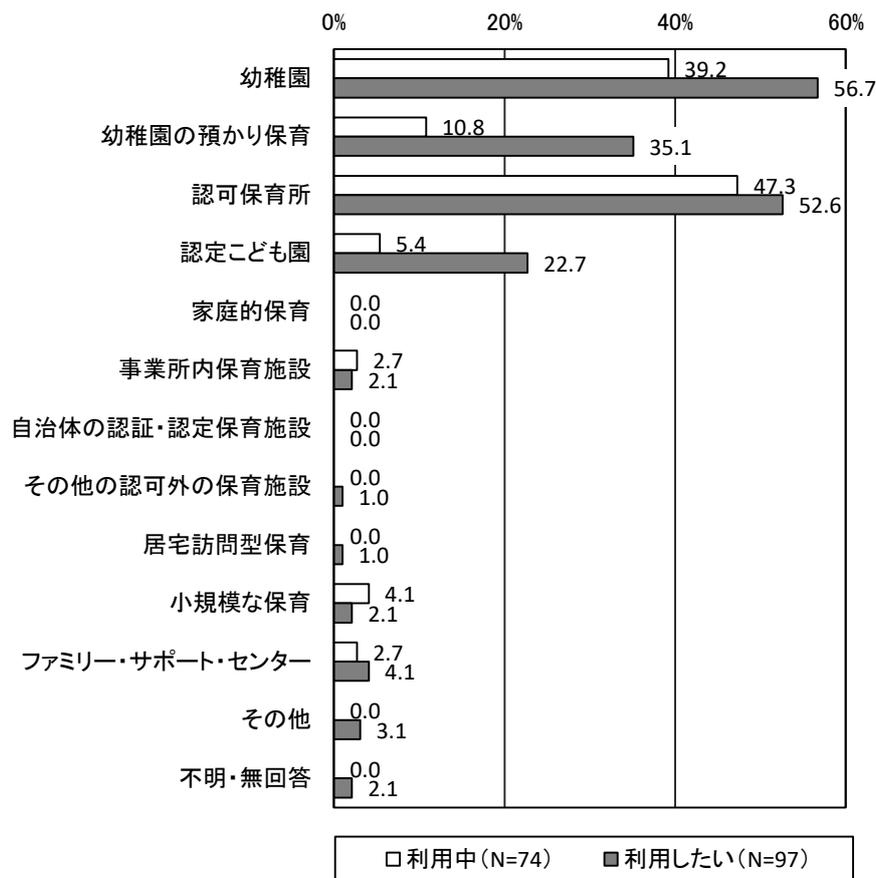


⑧ 平日の教育・保育の利用状況、利用意向（就学前児童）

平日に利用している教育・保育事業について見ると、「認可保育所」が47.3%と最も高く、次いで「幼稚園」が39.2%となっています。

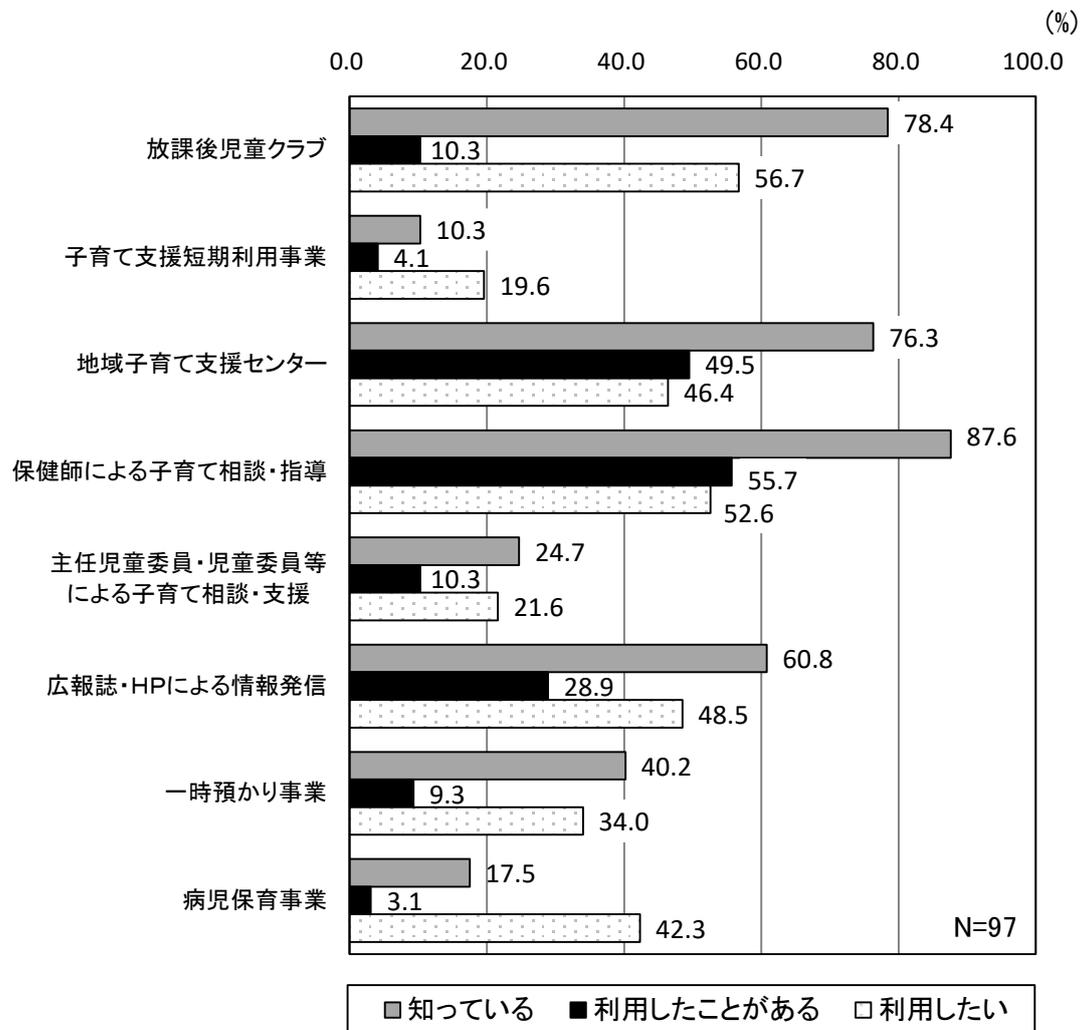
また、今後、平日に定期的に利用したいと考える教育・保育事業について見ると、「幼稚園」が56.7%、次いで「認可保育所」が52.6%と高く、「幼稚園の預かり保育」が35.1%、「認定こども園」が22.7%となっています。

「幼稚園」や「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」において、「利用希望」が「利用中」を上回っています。[複数回答]



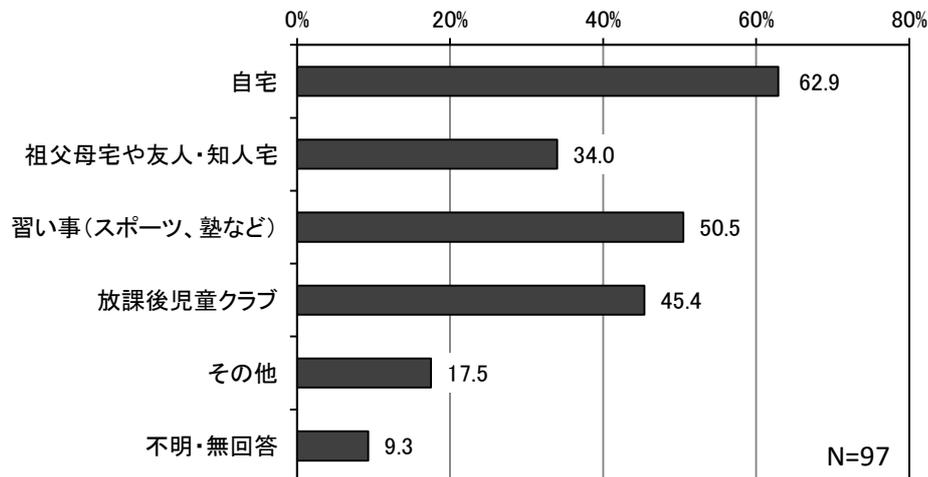
⑨ 地域の子育て関連事業の認知度、利用経験、利用意向（就学前児童）

地域の子育て関連事業の認知度、利用経験、利用意向について見ると、「放課後児童クラブ」や「一時預かり事業」は利用経験と利用意向に大きな差が見られるものの、一定の認知度があることが分かります。「子育て支援短期利用事業」や「病児保育事業」は一定のニーズがあるものの認知度が低くなっています。[複数回答]



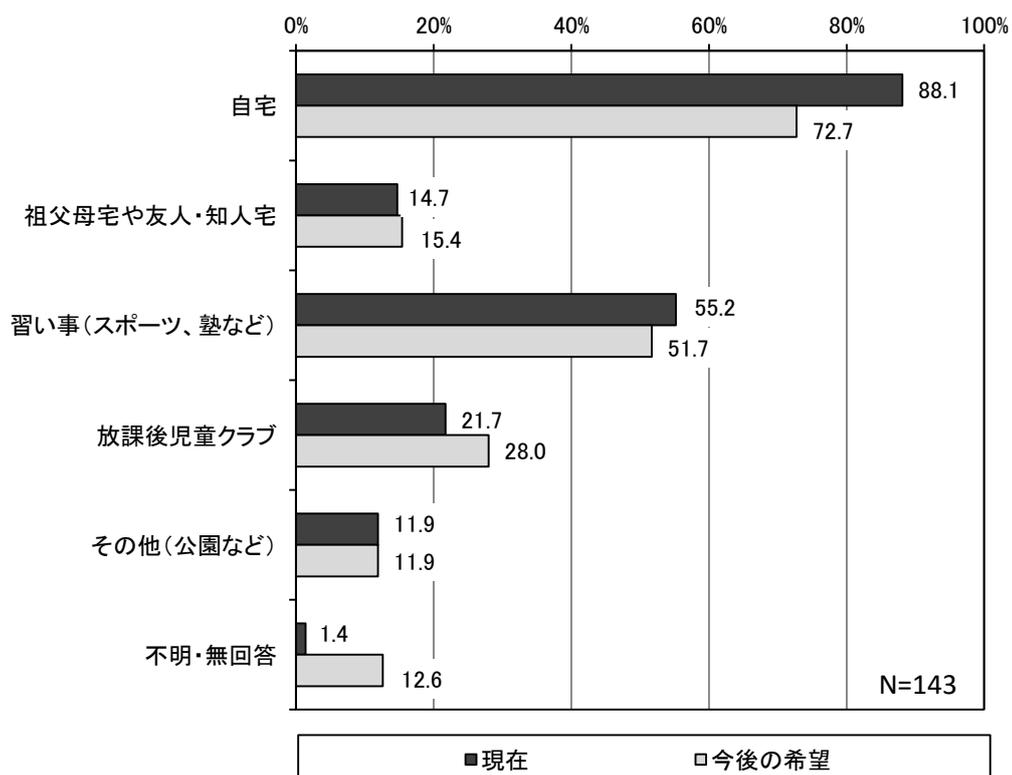
⑩ 就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所（就学前児童）

就学前児童に対する調査で、小学校就学後（1年生～3年生の間）に放課後を過ごさせたい場所は、「自宅」が62.9%と最も多く、次いで、「習い事（スポーツ、塾など）」が50.5%となっています。子育て関連事業については「放課後児童クラブ」が45.4%となっています。[複数回答]



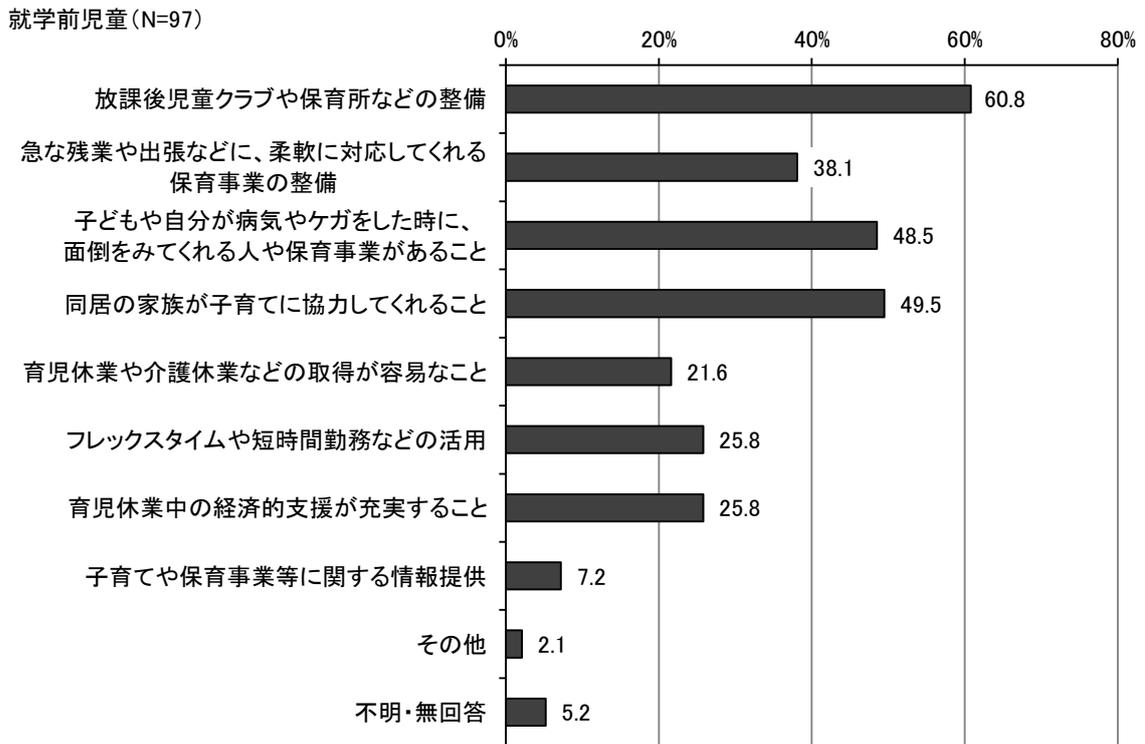
⑪ 小学校での放課後の過ごし方の現在と今後の希望（小学生）

小学校での放課後の過ごし方は、現在よりも「自宅」を減らし、「放課後児童クラブ」などを増やしたいというニーズが見られます。[単数回答]



⑫ 仕事と子育てを両立する上で必要だと思うこと（就学前児童）

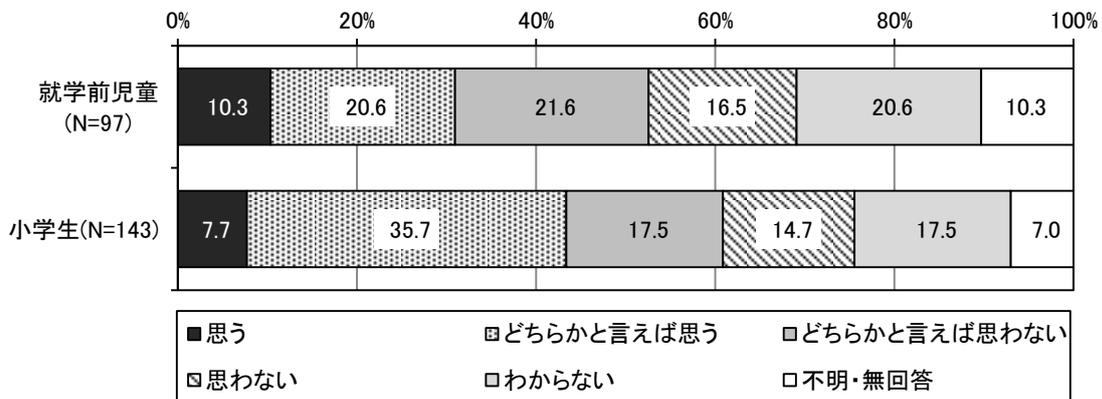
仕事と子育てを両立する上で必要だと思うことは、「放課後児童クラブや保育園などの整備」が60.8%と最も高くなっており、次いで「同居の家族が子育てに協力してくれること」、「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみてくれる人や保育事業があること」が、それぞれ49.5%、48.5%と続いています。[複数回答]



⑬ 居住地における子育て環境や支援の満足度

子育てしやすいまちだと思うかについて見ると、就学前児童では回答が分散しており、小学生では「どちらかと言えば思う」が35.7%と最も高くなっています。

就学前児童に比べて小学生の方が満足度は高くなっています。[単数回答]

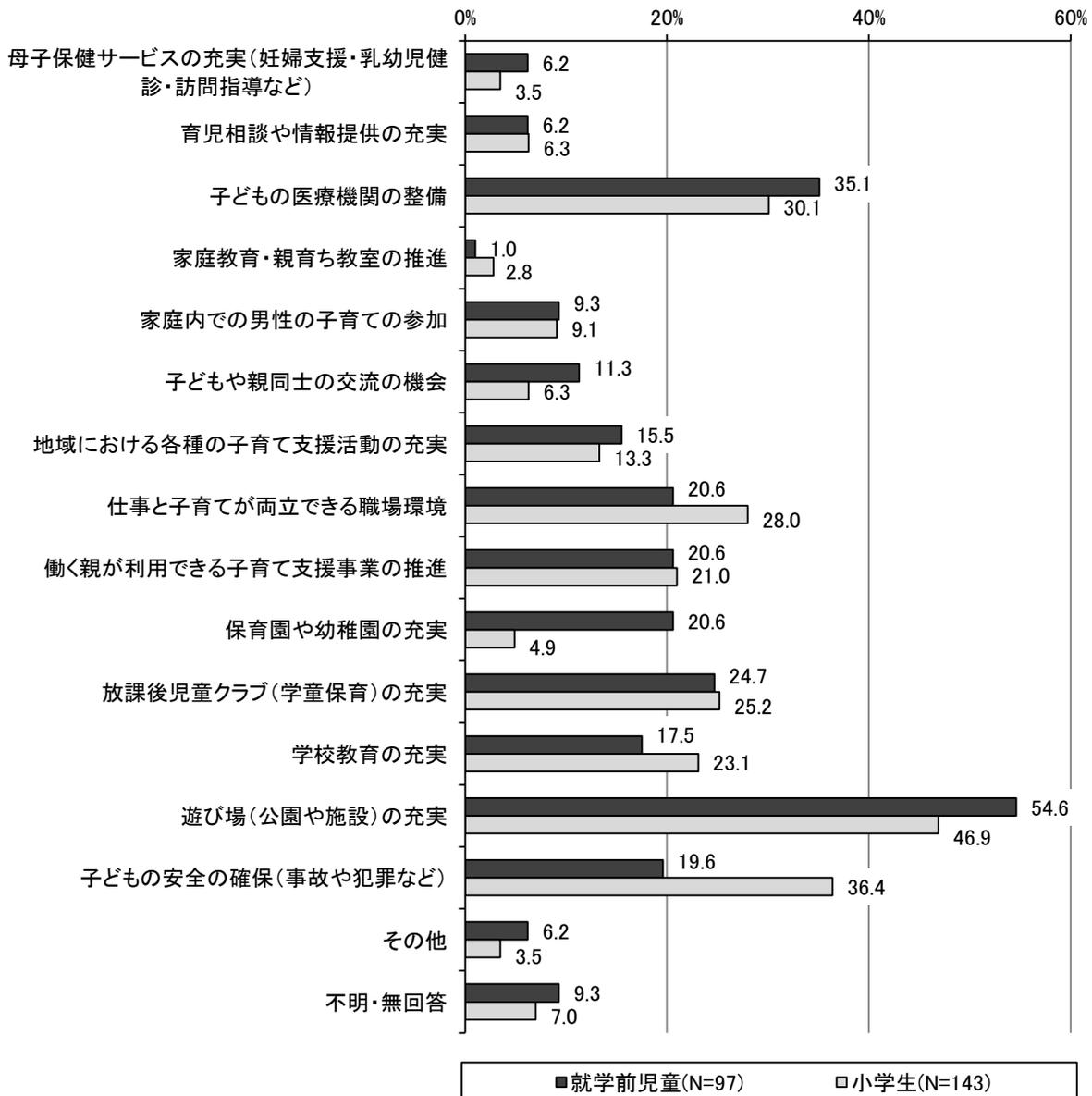


⑭ 望ましい子育て支援施策

今よりもっと子育てしやすいまちとなるために重要だと思うことについて見ると、就学前児童、小学生ともに「遊び場（公園や施設）の充実」がそれぞれ54.6%、46.9%と最も高くなっています。

次いで就学前児童では「子どもの医療機関の整備」が35.1%、小学生では「子どもの安全の確保（事故や犯罪など）」が36.4%、「子どもの医療機関の整備」が30.1%となっています。

[複数回答]



5 第1期計画の取り組みにおける課題

本計画における施策の検討にあたっては、住民ニーズ調査の結果や前回計画で立案した施策の進捗評価をもとに、課題を明らかにしています。

(1) すべての子どもが幸せを感じるまちづくり

子どもの生きる力の育成に向けた教育や、子どもの人権を守る取り組み、児童・生徒への見守りなどを進めてきました。また、子どもたちの規則正しい生活習慣の定着や小児医療の充実に向けた普及・啓発を進めることにより、生活習慣に対する意識面の向上や小児医療のさらなる充実につながっています。

すべての子どもが幸せを感じるまちづくりを今後もより一層進めていくため、保健・医療・福祉・教育が連携しながら、子どもの健康づくりをはじめ、子どもの教育や育成を取り巻く課題に対する切れ目のない支援を充実させ、子どもが育ちやすい環境を整備していく必要があります。

(2) 誰もが安心して子どもを産み育てられるまちづくり

多様な保育サービスの利用需要の高まりに応じて必要となる取り組みを進めてきました。また、子育て世代包括支援センターの開設運営などにより相談機能が拡充され、安心して子どもを産み育てるための環境が充実してきています。

住民ニーズ調査の結果をみると、本町は、日常的又は緊急時などに祖父母などの親族の支援を比較的受けやすい状況にあることがうかがえます。しかし、核家族化の進行とあわせ、子育て世代の女性の労働力率は高く、放課後児童クラブや病児保育などのサービスの需要が高まっているとともに、同居の家族による子育て支援が求められています。今後も需要に応じた教育・保育サービスの確保や男性の育児参加を促進するなど、子育てと仕事の両立支援に向けた取り組みの充実が求められています。

(3) 子どもと子育てをみんなで支えるまちづくり

子どもの安全・安心の確保をはじめ、地域の子育て支援、子育てに関する悩み相談や交流の場づくりを住民と行政が協力しながら、進めてきました。

住民ニーズ調査の結果では、望ましい子育て支援施策として、「遊び場（公園や施設）の充実」「子どもの安全の確保（事故や犯罪など）」に対する需要が高くなっています。こうしたニーズも踏まえながら、引き続き子どもの安全・安心な環境を確保し、子どもと子育てをみんなで支えるまちづくりを進めていく必要があります。

第3章 計画の理念と施策の体系

1 基本理念

本町では、平成27年度に策定した前回計画において「笑顔あふれる 夢あるまち たかとり」を基本理念と定め、次世代の育成支援に取り組んできました。さらに、平成28年度に策定した「高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標の一つとして、「安心して子育てができるまち 高取」を掲げ、子育て環境の整備や教育環境の向上について基本方針や重要業績評価指標を設け、子ども・子育て支援事業の推進に取り組んできました。

これまでの基本理念や考え方を踏まえ、本計画においても、「笑顔あふれる 夢あるまち たかとり」を基本理念として、各施策・事業の推進に取り組んでいきます。

基本理念

笑顔あふれる 夢あるまち たかとり

2 基本目標

本計画では、前回計画の趣旨を継承し、子ども・子育て支援法に定める事業を円滑に推進するために、「笑顔あふれる 夢あるまち たかとり」の基本理念のもと、引き続き次に掲げる3つを基本目標とし、各基本目標の下に、基本施策及び事業・取り組みを設け、体系的で効果的な施策推進の展開を目指します。

基本目標1 すべての子どもが幸せを感じるまちづくり

個々の環境に左右されることなく、本町に生まれ、本町で育つすべての子どもが幸せを実感できるまちづくりを目指します。

➡ 30 ページから詳細

基本目標2 誰もが安心して子どもを産み育てられるまちづくり

子どもを持ちたいと望む誰もが、安心して子どもを産み、安心して子育てのできるまちづくりを目指します。

➡ 35 ページから詳細

基本目標3 子どもと子育てをみんなで支えるまちづくり

子どもや子育て家庭を地域や社会全体で見守り、支え、応援するまちづくりを目指します。

➡ 40 ページから詳細

3 施策の体系

前回計画を踏襲し、3つの基本目標について、本計画におけるそれぞれの基本施策を示します。また法定必須項目として、主要事業における事業の量と確保の方策を示します。

【基本理念】 笑顔あふれる 夢あるまち たかとり

基本目標	基本施策
目標1 すべての子どもが幸せを感じるまちづくり	(1) 子どもの健康の確保と健康づくりの推進 (2) 食育の推進 (3) 生きる力の育成に向けた教育の充実 (4) 子どもの人権を守る取り組みの推進 (5) 児童・生徒への見守りの推進
目標2 誰もが安心して子どもを生まれて育てるまちづくり	(1) 保護者の健康の確保と健康づくりの推進 (2) 家庭の教育力向上への支援 (3) 保育環境の充実 (4) 特に援助を必要とする家庭への支援 (5) 子育てと仕事の両立に向けた支援 (6) 子育て家庭への経済的支援
目標3 子どもと子育てをみんなで支えるまちづくり	(1) 子どもの安全・安心の確保 (2) 地域の教育力向上への支援 (3) 地域における子育て支援の充実 (4) 子育てにやさしい環境整備の推進

教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

- 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1 すべての子どもが幸せを感じるまちづくり

基本的な方向性

子ども・子育て支援法の第1条では同法の目的を「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」と定めています。一人ひとりの子どもが健やかに成長し、幸せを感じるまちづくりを進めることは法の目的にも合致し、大変意義ある施策といえます。

本計画においては、前回計画の事業、取り組みを基本的に踏襲するものとし、課題が見られた事業等については取り組みの充実や、庁内連携や関係機関・団体との連絡調整を進めていきます。これにより、町の将来を担う子ども達の健全な育成を進めていきます。

教育面では基礎的な学力の習得はもちろん、自ら学び考える力を育てる学習を進めていきます。そのために子どもたちの学びへの関心を高めていくとともに、将来社会で自立して生活していくための社会性や人間性も合わせ心身の成長を図っていきます。

また、一人ひとりの人権を守る取り組みを進めるとともに、社会の環境変化に合わせた子どもへの見守りを推進していきます。



(施策1) 子どもの健康の確保と健康づくりの推進

事業名		事業内容（概要）
1	乳幼児健診・ 予防接種等の実施	乳幼児健診等の高い受診率を維持するとともに、相談内容に適切に対応できるよう従事者の資質向上に努めます。また、感染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を予防するため、疾病に対する各種予防接種を行うとともに、保護者への予防接種に関する知識と計画的な接種について啓発活動に努めます。
2	規則正しい生活習慣の定着に向けた取り組みの促進	乳幼児期からの生活習慣が、学童期、成人期に移行していくことを踏まえ、将来、生活習慣病などの疾病にならないためにも、保護者や家族を含め起床・就寝時間や食事時間など、規則正しい生活習慣の必要性について学ぶ機会や場の提供に努めます。また、児童生徒が健康情報に触れる機会が増すように、部署を横断した体系的な学びの機会が提供できるように検討を進めます。
3	小児医療の充実	広域的観点から、近隣市町村の医療機関との連携を密にし、万が一の事故や急病の際にも適切に対応できる体制を維持するほか、奈良県と奈良県医師会が行っている「子ども救急電話相談#8000」について、一層の普及・啓発に努めます。また、子どもの健康管理、疾病予防に関して気軽に相談できる、かかりつけ医づくりを様々な機会を通じて推進します。
4	思春期ヘルスケアの推進	関係機関・団体などと連携を強化し、思春期の子どもやその保護者等に対して、喫煙、飲酒、薬物、性感染症など心身に悪影響を及ぼす行動や、その影響についての正しい知識の普及・啓発を進めます。とりわけ、思春期の健康は、幼少期からの積み重ねの上に成り立つものであることから、庁内部署間においても情報共有を課題として捉えていきます。

(施策2) 食育の推進

事業名		事業内容（概要）
1	食に関する啓発の推進	乳幼児期からの生活習慣が、学童期、成人期に移行していくことを踏まえ、離乳食期から食事の与え方や調理の工夫、好き嫌いといった困りごとなどへの対応の場の提供に努めます。また、そのために「高取町食育推進計画」に沿って、各部署との連携を図り、施策の充実に取り組みます。このほか、孤食や欠食などが与える子どもへの影響など、家庭における食事のあり方について、知識の普及・啓発を行います。

事業名		事業内容（概要）
2	保育所（園）・幼稚園・学校での食育の推進	農業体験を通じて、食べ物を作る大変さや、野菜の旬を知ること等、子どもたちの食べ物に対する正しい理解や関心を深めます。また、給食では、食べる楽しさや食事の大切さなど、友達とのふれあいを深めながら体得する学習を推進します。
3	歯科保健対策の充実	毎日歯磨きをする、仕上げ磨きをするなどの正しい歯磨き習慣を身につけられるよう、歯科検診やブラッシング指導などの歯科指導を受けられる場や機会の提供に努めます。また、虫歯などの早期発見・早期治療に関して、受診勧奨と受診確認を引き続き行います。おやつの内容を考え、時間、量を決めて食べるなどのシュガーコントロール対策も引き続き行います。さらに、定期的な歯科検診を受診することなどを、子どもだけでなく子どもに関わる保護者等にも啓発を行うことや、歯科保健従事者間で課題を共有することにも努めていきます。

（施策3）生きる力の育成に向けた教育の充実

事業名		事業内容（概要）
1	幼保・小連携教育の推進	幼稚園・保育所（園）から小学校へ就学する際、学習や生活の円滑な接続を図るため、相互の連携強化を進めます。
2	自ら学び自ら考える力を育てる学習指導の推進	各教科や総合的な学習の時間などにおいて体験的・問題解決的な学習、情報活用能力を高めていく学習、少人数指導による学習を行うなど、指導方法や指導形態に工夫を加えながら、あらゆる領域において基礎・基本を確実に身につけさせるとともに、学びへの関心を高め、子どもたちの主体的な学習活動を引き出すことに努めていきます。
3	実践力を育てる奉仕活動と道徳指導の推進	自然や人とのふれあい、体験的な勤労・奉仕活動などを通して、人間としてのあり方、生き方への自覚を深めさせるとともに、正しい勤労観や奉仕活動の精神を醸成していきます。また、あらゆる教育活動を通じて基本的な生活習慣を身につけさせ、社会で自立して生きていくための社会性や人間性を育てていきます。
4	人権を大切にしていける指導の推進	一人ひとりの違いを認め尊重する心、また、共育・共生の観点から望ましい人間関係を築いていくために努力する態度の育成に努めます。
5	たくましい心身を育てる指導の推進	運動の合理的な実践や健康・安全についての指導を家庭と連携して積極的に行い、たくましく生きていくための心身の発達・育成及び基本的な生活習慣の定着に努めます。

事業名		事業内容（概要）
6	特別支援教育の推進	障がいのある子どもがその持てる可能性を最大限に伸ばし、将来自らの選択に基づき自立した生活を送ることができるよう、「個別の指導計画」に基づき、きめ細かな教育・支援の充実に努めます。
7	魅力・活力ある園や学校づくりの推進	家庭や地域との連携を深め、創意工夫と地域特性を活かした教育課程の編纂に努めます。また、教育目標に基づき教育活動への点検評価・見直しを図り、家庭及び地域との一層の連携と相互理解のもと、子どもたちがともに生きがいや地域への愛着を覚える特色ある園・学校づくりに努めます。
8	教育施設設備の維持・整備	子どもたちが安全・安心な教育環境のもとで学習が行えるよう、教育施設の維持管理及び耐震補強、暑さ対策など、緊急性や必要性を考慮し実施していきます。

（施策4）子どもの人権を守る取り組みの推進

事業名		事業内容（概要）
1	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の推進	定期的な実務者会議で情報共有を図り、法に基づく子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童等に対する支援に資する事業）の機能強化を図るとともに、個々のケースに応じて迅速かつ適切な対応が図られるよう、保育所（園）、幼稚園、学校、民生委員・児童委員等の関係機関、関係団体との連携はもとより、県、警察、医療機関との連携を強化します。
2	児童虐待に関する意識啓発	パンフレットの配布や、保健センター、保育所（園）、幼稚園、学校を通じて保護者への意識啓発を行うとともに、地域に対して、虐待を受けたと思われる子どもを見つけた場合の相談先や通報先等の周知に努めます。
3	虐待の早期発見・早期対応	保健センターや保育所（園）、幼稚園、学校、民生委員・児童委員等との連携を図りながら、虐待の疑いのあるケースの早期発見を図り、速やかにケース会議を行い、子どもの保護、カウンセリングや、保護者に対する適切な指導に努めます。
4	子どもとその家庭、妊産婦等の実態把握、相談支援、ソーシャルワーク	国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、全市町村に設置するとされている「市町村子ども家庭総合支援拠点」について、本町の実態に即した支援拠点の設置を図り、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行います。

(施策5) 児童・生徒への見守りの推進

事業名		事業内容（概要）
1	不登校・いじめへの対応への推進	家庭・地域とも連携し、全教職員が一致協力した生徒指導体制の確立に努めるとともに、教育相談機能の充実を図り、不登校・いじめへの対応に、多面的・総合的に取り組みます。
2	教育相談の実施	いじめや不登校など、子どもの心の問題に関し、子どもや保護者が気軽に相談できる体制として、スクールカウンセラーによる教育相談を継続するとともに、臨床心理士など専門的知識を有する教育相談員の人材育成に努め、家庭や子育てにおける不安等に対してサポートを行います。
3	非行防止に向けた取り組みの推進	青少年指導委員会・青少年健全育成協議会や警察などの関係機関・団体と連携し、街頭啓発や夜間巡回など、子どもたちの非行防止に向けた取り組みを引き続き進めていきます。

基本目標2 誰もが安心して子どもを産み育てられるまちづくり

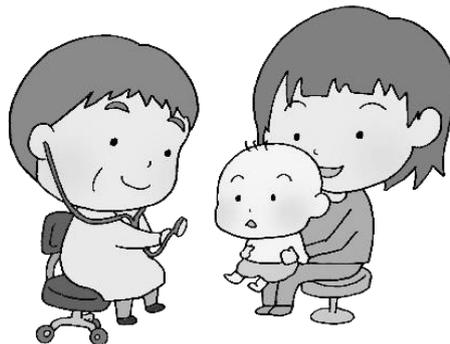
基本的な方向性

次世代育成支援対策推進法では、市町村行動計画の策定指針において、「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進」の項目が追加され、本町においても前回計画期間中に子育て世代包括支援センターを開所し、子育て世代の各段階に応じたきめ細かい支援施策を展開してきました。

一方、内閣府が実施する調査等では、子育て世代の「仕事と家庭の両立支援」を求めるニーズは強く、都市部を中心に保育施設の増設が急速に進められたり、女性活躍施策の中で働きやすい職場環境づくりが推進されてきました。本町においては、待機児童は発生していないものの、子どもとともに保護者等も安心して出産、子育てできる環境づくりをさらに進めていくことを、本計画の重要な柱として捉えています。

本計画においては、前回計画の事業、取り組みを基本的に踏襲するものとしつつ、子育ての孤立解消と相談体制の充実に向けて、課題が見られた事業等については取り組みの充実や、庁内連携や関係機関・団体との連絡調整を進めていきます。

また、国単位では外国人労働者の受入れ拡大施策が進められ、多文化共生社会の実現に関する施策が進められています。子どもの貧困対策も社会課題となっており、貧困の連鎖を防止する観点、生活困窮世帯の子どもへの学習支援の観点からの取り組みも進められています。本町においては喫緊の課題ではありませんが、子ども・子育て支援法や、子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨に照らし、考慮すべき点として事業内容に含め、中長期的な検討事項として捉えています。



(施策1) 保護者の健康の確保と健康づくりの推進

事業名		事業内容（概要）
1	母子健康手帳の交付	妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進、子育て期の家庭の重要な記録として、母子健康手帳を交付するとともに、保健師による妊婦面接、父子健康手帳や祖父母手帳の交付等もあわせて実施します。また、妊娠時からの子育て意識の醸成や不安の解消に努めるため、各種支援についての情報提供を行います。
2	育児に関する相談・助言の実施	新たに設置した「子育て世代包括支援センター（母子保健型）」の機能を十分に生かすことを心がけ、相談、指導等を実施しつつ、保護者の豊かな子育て意識を育み、家族の健康を心と体の両面から支えています。また、切傷・打撲や転落、やけどなど子どもが起こしやすい事故やSIDS（乳幼児突然死症候群）等に対する保護者への知識の普及を図り、不慮の事故防止に努めます。
3	不妊に関する相談事業の周知	不妊に悩む家庭の精神的な負担の軽減を図るため、不妊専門相談センター等、県で実施している相談事業等の周知に努めます。
4	規則正しい生活習慣の定着に向けた取り組みの促進（再掲）	乳幼児期からの生活習慣が、学童期、成人期に移行していくことを踏まえ、将来、生活習慣病などの疾病にならないためにも、保護者や家族を含め、起床・就寝時間や食事時間など、規則正しい生活習慣の必要性について学ぶ機会や場の提供に努めます。また、児童生徒が健康情報に触れる機会が増すように、部署を横断した体系的な学びの機会が提供できるように検討を進めます。

(施策2) 家庭の教育力向上への支援

事業名		事業内容（概要）
1	家庭の教育力向上に向けた取り組みの推進	保護者が自信を持って子育てに取り組めるよう、各学校園（所）と連携し、それぞれの家庭の悩みに応じた相談支援の実施や、自主運営を基本とする家庭教育学級など保護者間交流を促進する場づくりをさらに推進していきます。

(施策3) 保育環境の充実

事業名		事業内容（概要）
1	保育環境・教育内容の充実	幼児期の経験はその後の人間形成の基礎を培う大切なものであることから、子どもたちがのびのびと過ごせる環境づくりと保育・教育内容の充実に努めます。
2	通常保育及び延長保育の実施	保護者が就労や病気等の理由により家庭で保育することができない子どもに対し、保護者に代わって保育を実施する通常保育や、通常保育の時間を超えて保育を行う延長保育を実施していきます。
3	放課後児童対策の推進	保護者が就労等の理由により、放課後の家庭保育が困難な小学生に対し、協調性や社会性の育成、学年を越えた友達づくりの場として子どもが充実した時間を過ごすことができる放課後児童クラブ事業を行います。また施設の利用環境の向上や、施設利用の促進を図っていきます。
4	障がい児保育の実施	心身に障がいのある子どもも、障がいのない子どもも一緒に楽しく過ごすことができ、また、能力を最大限に伸ばすことができるよう、教育・保育施設での合理的配慮の推進を進めるとともに、個々の障がいに応じた指導内容や指導方法を工夫し、社会への適応力の育成に努めます。
5	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	子どもが病気回復期（病氣中を含む）で、まだ集団保育等ができず、保護者も就労等の理由で養育が困難である時に、一時的に保育する病児保育を行います。また、保護者が病気、出産、介護等で一時的に養育が困難になった時、子どもを乳児院や児童養護施設等で一時的に預かり生活を援助するショートステイ事業やトワイライトステイ事業を推進します。その他、外国籍や母語を日本語としない子どもの移住があった場合、共生ニーズに適切に対応をしていきます。

(施策4) 特に援助を必要とする家庭への支援

事業名		事業内容（概要）
1	障がいの早期発見、適正な療育指導の推進	障がいを早期に発見し適切な療育を行うため、保健・医療・福祉・教育の連携を強化し、乳幼児健診等におけるスクリーニング及び療育支援へとつなぐ体制を充実させます。また、子どもへの適切な治療・対応を確保するため、個々の障がいに即した相談・支援体制の充実を図ります。
2	障がい福祉サービスの提供	障がいのある子どもが地域の中で安心して生活ができるよう、児童デイサービスや日中一時支援事業など、障がいの程度に応じ、必要な支援や家族の負担軽減を図るためのサービスを提供します。
3	ひとり親家庭や生活困窮家庭への自立支援	それぞれの家庭が自立した生活を営めるよう、各種手当の支給を通じ、ひとり親家庭への経済的支援を行うとともに、特に母子家庭については、雇用等の促進についても企業、地域に働きかけていきます。また、子どもの貧困や貧困の連鎖に対応するため、生活困窮家庭に対して関係団体と連携し自立支援を図ります。
4	ひとり親家庭や生活困窮家庭への相談体制づくり	ひとり親家庭や生活困窮家庭が抱える悩みや不安、子育てや生活に関する問題に適切に対応できるよう、相談窓口の周知を行います。また、身近な民生委員・児童委員等との連携を強化し、より相談しやすい体制づくりに努めます。

(施策5) 子育てと仕事の両立に向けた支援

事業名		事業内容（概要）
1	父親向けの育児教室や料理教室等の充実	男性の子育て意識を高め、男女共同による家事・育児の推進を図るため、父親に対する育児や料理教室等の開催について検討を進めます。また、広報紙等を活用して父親の子育てに役立つ情報提供等に努めます。
2	職場における子育てへの理解促進	性差による固定的な役割分担意識を払拭し、性別に関係なく職場において男女が協力しながら、いきいきと働いていけるように町内の企業や事業主と連携を図るとともに、職業生活と家庭生活のバランスが取りやすい雇用労働環境の整備を促進するため、広報紙やパンフレット、ポスター等を活用し啓発していきます。
3	育児休業制度等の定着促進	男女がともに育児休業の取得しやすい職場づくりや復職時の勤務体系への配慮など、制度が労働者、事業主の双方に定着するよう働きかけに努めます。また役場内が規範となるよう取り組みを進めます。

事業名		事業内容（概要）
4	労働時間の短縮など労働形態についての啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、多様な働き方を支援するため、在宅勤務（テレワーク）や労働時間の短縮、フレックス制度や変形労働時間制などの取り組みについて、町内の企業や事業主が導入しやすいよう情報収集・共有を図ります。
5	子育て後も再就職しやすい職場づくり	出産や育児などを機に仕事を辞めた人が職場復帰や再就職ができるよう、町内の企業や事業主に対して啓発を行い、育児と仕事が両立できる環境づくりに努めます。また近年、子育てと介護、仕事を担う家庭も増えていることも考慮していきます。

（施策6）子育て家庭への経済的支援

事業名		事業内容（概要）
1	児童手当の支給	家庭等の生活の安定と児童の健全育成等を図るため、子ども・子育て支援新制度における「子ども・子育て支援給付」として児童手当を保護者に支給します。また、申請や現況届の提出など、児童手当に必要な手続き等の周知にも努めます。
2	幼児教育・保育の無償化	市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等について、幼児教育・保育の無償化を実施し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。
3	幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の負担軽減	幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保育所（園）・認定こども園、公立幼稚園及び施設型給付による私立幼稚園の副食費について、国基準により免除します。
4	実費徴収に係る補足給付を行う事業	幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、私学助成による私立幼稚園の副食費について、国基準により助成します。
5	出産・育児にかかる経済的負担の軽減	子ども医療費等の助成や出産育児一時金の支給（加入の健康保険から）など保護者の経済的負担を軽減します。

基本目標3 子どもと子育てをみんなで支えるまちづくり

基本的な方向性

近年、核家族化は進行しており、地域のつながりの希薄化も相まって、祖父母等の親せきや近隣の住民から子育てに関する助言や支援、協力を得にくい状況となってきており、子育て家庭における出産、育児等についての不安や負担感、孤立感の高まりが懸念されています。

本町においても核家族化の進行は見られ、また本町におけるニーズ調査からも、相談相手は祖父母や家族・友人のみならず公的機関などニーズが多岐にわたる状況となっており、子育てで孤立している家庭も一定数見られます。

本計画においては、前回計画の事業、取り組みを基本的に踏襲するものとしつつ、課題が見られた事業については取り組みや広報の充実、また関係機関・団体などとの連絡調整を進めていきます。



(施策1) 子どもの安全・安心の確保

事業名		事業内容（概要）
1	交通安全教育の推進	学校・幼稚園・保育所（園）における交通安全教育を推進するとともに、関係機関と連携し、家庭・学校・地域の様々な場を通じ、交通安全についての意識を高めます。また、大人の交通マナー・運転マナーの向上に向けた講習や広報活動の充実に努めます。
2	防犯活動の推進	保育所（園）・幼稚園・学校においての危機管理体制を整備するとともに、関係機関と連携して、子どもたちに対しても防犯教育を行うことで、自分自身の身を守る意識を高めていきます。
3	地域ぐるみによる子どもの見守り体制の充実	保護者や地域が一体となって子どもたちの安全を確保できるよう、登下校時等の見守り・パトロール体制を整備し、地域ぐるみでの防犯意識を高め、子どもの安全確保に努めます。
4	地域ぐるみによる防災体制の充実	行政と住民が協力し、より効果的な防災体制を実現するため、住民による自主的な防災組織や消防団の育成強化を引き続き図るとともに、防災に関する知識・情報の普及や地域における防災訓練の実施支援などに努めます。

(施策2) 地域の教育力向上への支援

事業名		事業内容（概要）
1	地域の教育力向上に向けた支援	地域住民による子どもの登下校見守り活動や声かけ運動などの取り組みを継続していくため、学校・家庭・地域との連携と相互交流を推進します。また、関係機関・団体等と連携し、子育て関連団体やボランティアなどの活動支援に努め、とりわけ学校外での取り組みにおいて子どもの参加が増えていくように、子どもと地域の大人との交流活動の促進を図ります。

(施策3) 地域における子育て支援の充実

事業名		事業内容（概要）
1	出産・子育てに関する悩み相談や交流の場の充実	地域子育て支援センターや子育て世代包括支援センター（母子保健型）、保健センター等においての出産や子育て、母子保健に関する切れ目のない相談事業を通じ、保護者の育児への不安や悩みの軽減に努めます。また、保護者同士が気軽に集い、交流を持つことができるよう、開放的な場づくりに努めます。
2	子育てに関する情報提供の充実	リーフレットや広報紙等、子育てに関する情報提供の内容、見やすさ等も充実させ、住民が利用しやすい、気軽に利用してもらえる情報誌、広報紙の作成に努めます。また、町のホームページやSNSなど若い世代が目にしやすい媒体を活用して、新しい情報を迅速に提供できる体制を整え、まちの施策、サービス等の幅広い周知に努め、子育て支援サービスの利用を促進します。
3	子育てサークルやボランティアへの支援	まちの子育て支援の総合拠点となる地域子育て支援センターと連携し、子育て支援ボランティアや子育てサークル活動への支援を充実させます。
4	各種機関・団体同士の連携強化	それぞれの機関における専門性を活かしながら、関係機関・団体同士の連絡、協力体制を強化し、より一体的な子育て支援体制づくりを目指します。
5	子どもが安心して遊べる公園や広場等の充実	地域の公園等について、遊具の定期的な点検や花壇・芝生等の景観的な整備を行うなど、子どもが安心して快適でのびのびと遊べるよう公園等の維持管理に努めます。
6	生涯学習機会の提供	「リベルテホール・中央公民館」などを活用し、子どもたちが創作活動や交流活動などの体験が行える場を提供し、子どもたちが興味・関心のある事業を推進していきます。
7	スポーツを通じた交流活動の促進	子ども会やスポーツ少年団等での地域のスポーツ活動を支援し、地域交流を通じた子どもの健全育成、地域の活性化と教育力の向上を促進します。
8	親子の交流活動の促進	地域子育て支援センター等と連携し、親子で参加できるレクリエーションや文化活動等の事業の充実にも努め、親子のふれあいや語らいの場を提供することで、子どもの健全育成を推進します。
9	世代間交流の促進	高齢者と子どもたち、小学生と中学生、乳幼児と中学生等、幅広い世代で交流できる場の充実に努めます。

(施策4) 子育てにやさしい環境整備の推進

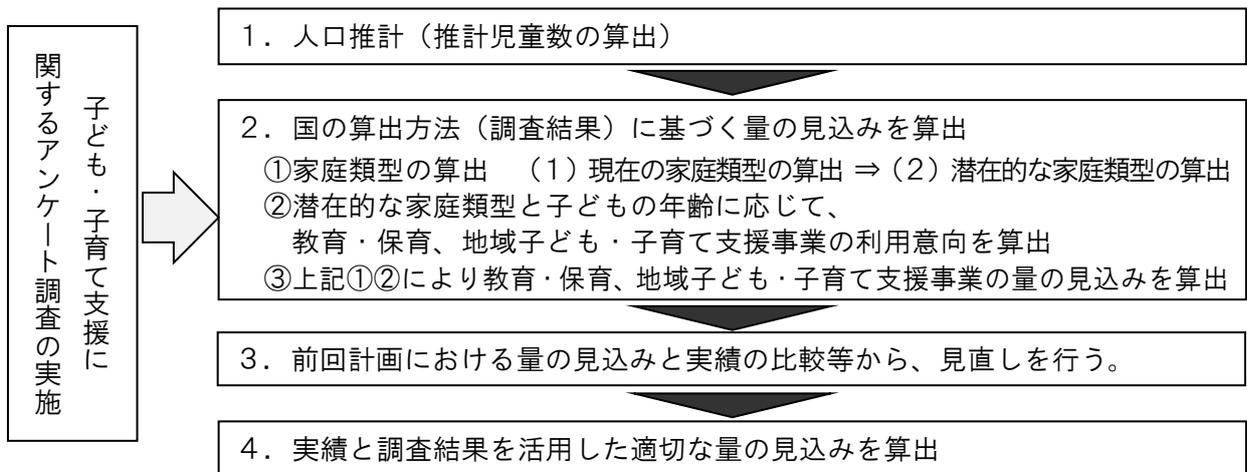
事業名		事業内容（概要）
1	公共施設等における配慮の促進	公園・公共施設・交通機関などにおいて、ベビーカーや車いす、歩行補助器具などでも通れるよう段差の解消やトイレにおけるベビーベッド・授乳室、多目的室などの設置等を促進します。また、鉄道駅舎や公共性の高い民間施設に対しても子育てに対する配慮の普及・啓発に努め、妊産婦や乳幼児連れの保護者等すべての人が安心して外出できる環境づくりに努めます。
2	道路等の安全対策の推進	国道などの主要幹線道路については、関係機関と協議の上、必要性や緊急性を考慮し、計画的に歩道の拡幅整備や速度制限などの対策を推進します。また、通学・通園路については危険個所の点検や安全対策を行います。中心市街地や駅周辺においては歩行者を重視した道路のネットワーク化を図り、集落・市街地内道路では、道路機能や交通実態に留意し標識やカーブミラーなどの交通安全施設の維持・整備に努めます。
3	県営住宅等に関する情報提供	子育て家庭等に県営住宅等に関する情報提供を行います。
4	自然環境の保全	川・山・田園風景等、本町の共有財産である美しい自然風景を活かした住環境を次の世代につなぐため、環境保全の意識についての啓発を図ります。

第5章 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 量の見込みの算出等について

(1) 量の見込みの算出方法

教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、国が提示する算出方法（以下、「国の算出方法」とする。）に沿いつつ、前回計画における量の見込みと実績との比較等から算定方法について見直しを行い、以下のプロセスで算出しています。



■国の算出方法が示されている項目

		対象事業	認定区分	対象児童	
教育・保育	1	教育標準時間認定（幼稚園等 ^{※1} ） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	1号	3～5歳児	
	2	保育認定①（幼稚園等 ^{※1} ） ＜共働き（保育認定の対象）で幼稚園等を利用する家庭＞	2号（教育）	3～5歳児	
		保育認定②（保育所等 ^{※2} ）	2号（保育）	3～5歳児	
	3	保育認定③（保育所等 ^{※2} ）	3号	0歳児、1・2歳児	
地域子ども・子育て支援事業	4	利用者支援事業		0～5歳児、1～6年生	
	5	時間外保育事業（延長保育事業）		0～5歳児	
	6	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		1～6年生	
	7	子育て短期支援事業 （ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）		0～5歳児	
	8	地域子育て支援拠点事業			0～2歳児
		9	一時預かり事業	幼稚園等の在園児を対象とした預かり保育	3～5歳児
	その他の一時預かり事業			0～5歳児	
	10	病児保育事業		0～5歳児	
11	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）			1～6年生	

※1：幼稚園等とは、幼稚園及び認定こども園のうち1号認定のこと。

※2：保育所等とは、保育所（園）及び認定こども園のうち2・3号認定のこと。

(2) 推計児童数について

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」に基づいて推計しています。

社人研データは5年ごとの数値であることから、数値の出ていない年度の人口はその前後の数値間を等倍の変化率で推移するものとした。

単位：人

年齢	実績				推計					
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
就学前人口	0歳	37	24	24	23	25	24	23	23	22
	1歳	37	37	26	25	24	26	25	24	23
	2歳	36	38	42	30	27	26	28	27	26
	3歳	53	35	39	40	30	27	26	28	27
	4歳	41	55	37	41	42	31	28	27	29
	5歳	59	39	55	36	40	41	31	27	26
	合計	263	228	223	195	188	175	161	156	153
就学後人口	6歳(小1)	57	60	39	57	37	41	42	31	28
	7歳(小2)	58	57	60	40	57	37	41	42	31
	8歳(小3)	57	57	57	60	40	57	37	41	42
	9歳(小4)	49	57	56	56	59	39	57	36	41
	10歳(小5)	59	49	57	54	56	59	39	56	36
	11歳(小6)	47	58	49	57	54	55	59	39	56
	合計	327	338	318	324	303	288	275	245	234

※実績数は住民基本台帳（各年度4月1日）

※在籍数とは一致しない。

(3) 家庭類型について

子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果（父母の有無、父母の就労状況、子どもの年齢など）から、以下の家庭類型を算出します。そして、現在の家庭類型から、母の就労意向を踏まえて、近い将来の潜在的な家庭類型を算出します。

家庭類型	父母の有無や就労状況
タイプA	ひとり親
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月 120 時間以上+64 時間以上 120 時間未満で現在保育事業を利用しているか、未利用でも今後利用意向のある世帯）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（就労時間： 64 時間未満+64 時間以上 120 時間未満で現在保育事業を利用しておらず、今後も利用意向のない世帯）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月 120 時間以上+64 時間以上 120 時間未満で現在保育事業を利用しているか、未利用でも今後利用意向のある世帯）
タイプE'	パートタイム×パートタイム（就労時間：いずれかが 64 時間未満+64 時間以上 120 時間未満で現在保育事業を利用しておらず、今後も利用意向のない世帯）
タイプF	無業×無業

■就学前児童の現在の家庭類型と潜在的な家庭類型の比率

家庭類型		現在の家庭類型の比率	潜在的な家庭類型の比率
タイプA	ひとり親	8.9%	12.7%
タイプB	フルタイム×フルタイム	30.2%	27.2%
タイプC	フルタイム×パートタイム（月 120 時間以上+64 時間以上 120 時間未満の一部）	20.0%	19.0%
タイプC'	フルタイム×パートタイム（月 64 時間未満+64 時間以上 120 時間未満の一部）	15.1%	19.0%
タイプD	専業主婦（夫）	25.8%	22.2%
タイプE	パート×パート（双方月 120 時間以上+64 時間以上 120 時間未満の一部）	0.0%	0.0%
タイプE'	パート×パート（いずれかが 64 時間未満+64 時間以上 120 時間未満の一部）	0.0%	0.0%
タイプF	無業×無業	0.0%	0.0%

※小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

2 基本的事項

(1) 需要量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法で定める「就学前の教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」は、ニーズ調査と過去の実績等に基づき、事業ごとに「需要量の見込み」・「確保方策」を定め、不足数を計画期間内に確保します。

(2) 提供区域

本町においては、町域の特性から事業の実施区域と対象が一致し、全体での需給調整が可能である「町域」を「就学前の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域とします。

(3) 支給認定

新制度では、認定こども園、幼稚園及び保育所（園）、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）を利用する際に、支給認定を受ける必要があります。支給認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて3つの区分があり、認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

	満3歳以上		0～2歳
認定区分	1号認定 教育標準時間認定	2号認定 保育認定	3号認定 保育認定
対象者	幼稚園等での教育を 希望される場合	就労等保育の必要な事由に 該当し、保育所等での 保育を希望される場合	就労等保育の必要な事由に 該当し、保育所等での 保育を希望される場合
利用できる 施設	認定こども園、幼稚園	認定こども園、 保育所（園）、幼稚園	認定こども園、 保育所（園）、地域型保育

3 就学前の教育・保育

(1) 就学前の教育・保育（保育認定）

具体的な取組

◇需要量の推移を見極めながら、利用者増に対応できる体制整備や幼稚園での預かり保育等、必要な施策に取り組みます。

実績値及び数値目標

【実績値】

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
3号認定	0歳	5	13	9	8	1
	1・2歳	40	33	36	29	22
	計	45	46	45	37	23
2号認定	3～5歳	71	68	61	64	60
計（申込数）	0～5歳	116	114	106	101	83

【量の見込み及び確保方策】

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量 の 見 込 み	3号認定	0歳	9	9	9	8	
		1・2歳	24	24	24	24	
	2号認定	3～5歳	53	46	40	38	
	計	0～5歳	86	79	73	71	70
確 保 方 策	3号認定	0歳	9	9	9	8	
		1・2歳	24	24	24	24	24
	2号認定	3～5歳	53	46	40	38	38
	計	0～5歳	86	79	73	71	70

(2) 就学前の教育・保育（教育標準時間認定等）

具体的な取組

◇幼稚園における需要量の推移を見極めながら、幼児教育の充実を図ります。

実績値及び数値目標

【実績値】

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1号認定	3～5歳	79	76	62	64	56

【量の見込み及び確保方策】

単位：人

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量 の 見 込 み	1号認定 3～5歳	51	46	41	36	31
	2号認定 3～5歳	2	2	2	2	2
	計	53	48	43	38	33
確 保 方 策	1号認定 3～5歳	51	46	41	36	31
	2号認定 3～5歳	2	2	2	2	2
	計	53	48	43	38	33

4 地域子ども・子育て支援事業

① 地域子育て支援拠点事業（アミィクラブたかとり）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

具体的な取組

◇需要量の推移を見極めながら、面談及び電話相談の体制、サークル活動を継続していきます。なお年度によって需要量に幅が生じており、余裕をもった需要量をあらかじめ想定しています。

実績値及び数値目標

【実績値】

単位：延べ人数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数 (年間)	面談	28	20	12	8
	電話相談	29	60	18	14
	サークル活動	316	60	48	196
	計	373	140	78	218

【量の見込み及び確保方策】

単位：延べ人数

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の 見込み	延べ利用者数 (年間)	216	216	216	204	204
確保 方策	延べ利用者数 (年間)	216	216	216	204	204

② 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。「基本型」と「特定型」と「母子保健型」がある。

具体組な取組

◇利用者支援事業は、本町の児童数、立地条件等を勘案し、母子保健型として保健センターの窓口において相談対応や情報提供を行うこととします。

実績値及び数値目標

【実績値】

単位：か所

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
設置数 (母子保健型)	—	—	1	1	1

【量の見込み及び確保方策】

単位：か所

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の 見込み	設置数 (母子保健型)	1	1	1	1	1
確保 方策	設置数 (母子保健型)	1	1	1	1	1

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

具体的な取組

◇平成28年度に開設した町直営による放課後児童クラブにおいて、引き続き需要量を見極めながら、事業を進めていきます。

実績値及び数値目標

【実績値】

単位：人（申込数）／か所（設置数）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
申込数	1年生	18	21	17	21
	2年生	17	21	23	18
	3年生	11	17	21	20
	4年生	5	11	15	15
	5年生	0	4	7	10
	6年生	3	0	1	1
	計	54	74	84	85
設置数		1	1	1	1

【量の見込み及び確保方策】

単位：人（申込数）／か所（設置数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申込数	1年生	17	20	20	15	13
	2年生	27	18	20	21	15
	3年生	15	23	15	17	17
	4年生	15	10	15	10	11
	5年生	9	11	7	10	6
	6年生	2	2	2	1	2
	計	85	84	79	74	64
設置数		1	1	1	1	1

④ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日、時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。

具体的な取組

◇たかとり保育園で実施中の延長保育事業において必要量を確保します。今後の需要量を見極めながら人員配置などを進めていきます。

実績値及び数値目標

【実績値】

単位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間利用者数	168	98	111	73

【量の見込み及び確保方策】

単位：人日

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	年間利用者数	113	105	97	94	92
確保方策	年間利用者数	113	105	97	94	92

⑤ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

具体的な取組

◇一時預かり事業のうち、幼稚園の在園児を対象とするものについては、公立園で実施中の同事業において必要量を確保します。

◇幼稚園の在園児を対象とするもの以外の一時預かり事業については、たかとり保育園で実施中の同事業の充実により必要量を確保します。

実績値及び数値目標

【実績値】

単位：人日

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数 (年間)	幼稚園 在園者	4,452	3,909	3,381	2,929
	その他	58	3	34	35

【量の見込み及び確保方策】

単位：人日

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	年間利用者数	幼稚園 在園者	2,895	2,862	2,457	2,371	2,371
		その他	39	36	33	32	32
確保方策	年間利用者数	幼稚園 在園者	2,895	2,862	2,457	2,371	2,371
		その他	39	36	33	32	32

⑥ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。

具体的な取組

◇ニーズ調査結果に基づき潜在的需要があると見込み、必要な体制を整備します。近隣市町村及び関連施設との調整により、必要量を確保します。

実績値及び数値目標

【実績値】

単位：人日／か所（実施箇所数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数（年間）	0	9	1	0
実施箇所数	1	1	1	1

【量の見込み及び確保方策】

単位：人日／か所（実施箇所数）

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	延べ利用者数	7	7	7	6	6
	実施箇所数	1	1	1	1	1
確保方策	延べ利用者数	7	7	7	6	6
	実施箇所数	1	1	1	1	1

⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。

具体的な取組

◇調査における需要量の見込みは出ていませんが、現在、町外2施設に委託しており、保護者等の要望に対応できるよう、事業の周知を図ります。

実績値及び数値目標

【実績値】

単位：人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用日数 （年間）	0	0	0	0

【量の見込み及び確保方策】

単位：人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	延べ利用日数 （年間）	0	0	0	0	0
確保 方策	延べ利用日数 （年間）	20	20	20	20	20

⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

具体的な取組

◇子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、利用ニーズの現況や、地域の実情を勘案して、事業の実施を予定していません。

数値目標

【量の見込み及び確保方策】

単位：人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	延べ利用者数 （年間）	0	0	0	0	0
確保 方策	延べ利用者数 （年間）	0	0	0	0	0

⑨ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

具体的な取組

◇養育支援訪問事業については、現在事業を実施していませんが、訪問の必要が生じた際には、相談・指導・助言など適切に対応できるよう、引き続き努めます。

実績値及び数値目標

【実績値】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問件数 (年間)	0	0	0	0

【量の見込み】

単位：人

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の 見込み	訪問件数 (年間)	1	1	1	1	1
確保 方策	訪問件数 (年間)	1	1	1	1	1

⑩ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(要保護児童等に対する支援に資する事業)

子どもを守る地域ネットワークの調整機関職員や関係機関等の専門性強化や、地域ネットワークと関係機関及び訪問事業等との連携を強化し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に資することを目的とする事業。

具体的な取組

◇要保護児童等に対する支援に資する事業関係機関等のさらなる連携強化を進め、児童虐待の防止、早期発見・早期対応・早期支援に取り組みます。また、児童虐待に対する意識啓発を進めます。

⑪ 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査事業）

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

具体的な取組

◇現在の実施体制を維持し、必要量を確保します。

実績値及び数値目標

【実績値】

単位：人回

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊婦健康診査受診者数	351	277	253	250

【量の見込み】

単位：人回

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	妊婦健康診査受診者数	250	250	241	230	230
確保方策	妊婦健康診査受診者数	250	250	241	230	230

⑫ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

具体的な取組

◇現在の実施体制を維持し、すべての乳幼児を訪問できるように、必要量を確保します。

実績値及び数値目標

【実績値】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問者数（年間）	31	24	25	26

【量の見込み】

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	訪問者数（年間）	25	24	23	23	22
確保方策	訪問者数（年間）	25	24	23	23	22

⑬ 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業。

具体的な取組

◇需要調査や地域特性を踏まえ、現在のところ事業の実施を予定していません。

⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案し、市町村が定める基準に当てはまる世帯について、特定教育・保育等を受けた場合にかかる給食費、日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部又は全部を助成する事業。

具体的な取組

◇幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、私学助成による私立幼稚園の副食費について、国基準により助成します。

第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、行政、各種機関・団体、地域や町民、事業者の連携・協働のもとで進めていきます。近年、長時間労働の是正や多様な就労形態での労働が進められています。また、子ども・子育て世帯に対する見守りは地域での協力の必要性が増しています。

本計画の実効性を担保し、基本理念に掲げた「笑顔あふれる 夢あるまち たかとり」を実現するためにも、地域一丸となった推進体制が求められています。

(1) 行政の役割

本計画の範囲は、福祉、教育、保健のみならず、医療、雇用労働、住宅、生活環境など多方面にわたります。そのため、計画の所管部署である福祉課を中心に、関係する各課、とりわけ教育委員会との連携・調整をこれまで以上に図ることにより、総合的な取り組みを推進します。

また、子ども・子育て支援法のもと、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供や、保育の質的確保等を円滑かつ総合的に推進するため、積極的に国や県、近隣自治体との広域連携・調整を図ります。

事業者や関係団体、地域や町民に対してそれぞれに必要な情報の提供に努め、相互連携・交流の促進を図るほか、計画推進に資する要望等に対して、必要な対応を行います。

(2) 各種団体・機関や事業者に期待すること

本計画の推進においては、子どもや保護者が居住する地域における支援や協働も重要です。そのため、地域において主導的な役割を担う町内の各種団体・機関や事業者、ボランティア等との相互連携、交流を進め、地域全体で子どもや子育てを見守り支える環境づくりが推進されるように期待します。

また民間事業者においても、子育て世代にとって働きやすい環境が整備されるように、行政からの広報・啓発活動への対応を期待します。

2 点検・評価

計画の点検・評価については、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、子ども・子育て支援に関する有識者などから構成する「高取町子ども・子育て会議」において、計画に基づく施策・事業の実施状況等についての点検・評価を実施し、国や県の政策・施策の変更等や、本町において社会環境が大きく変化するなどにより、計画の変更や修正が必要となった場合には、計画期間にかかわらず必要に応じて見直しを行うことも検討します。

資料編

1 計画の策定経過

(1) アンケート調査の実施

- 実施時期：令和元年6月20日～7月5日
- 実施内容：高取町子ども・子育てに関するニーズ調査
- 調査対象：町内在住の就学前児童又は小学生を持つ世帯

(2) 高取町子ども・子育て会議の開催

- 第1回： 令和元年9月26日（木）
 - ・主な議事 高取町子ども・子育て会議について
子ども・子育て支援事業制度について
高取町子ども・子育てに関するニーズ調査結果について
保育利用ニーズの見込み量について
高取町第2期子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について
- 第2回： 令和元年12月2日（月）
 - ・主な議事 高取町第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）について
- 第3回： 令和2年2月27日（木）
 - ・主な議事 高取町第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について

2 高取町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、高取町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関して十分な知識と経験を有する者のうちから町長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月13日条例第11号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

3 高取町子ども・子育て会議委員名簿

所 属 ・ 役 職	氏 名	備 考
高取町自治会長	中 村 秀 雄	会 長
高取町主任児童委員	小 南 み ゆ き	副会長
高取町議会教育厚生委員長	米 田 義 一	
高取町人権擁護委員	岡 村 良 子	
たかむち小学校長	藤 本 博 一	
たかとり保育園副園長	多 田 千 歳	
たかとりっこ夢くらぶ代表	新 宮 佐 和 子	
たかむち小学校PTA会長	関 ゆりか	
高取幼稚園PTA会長	辰 本 有 紀	
育成幼稚園PTA会長	松 村 百 香	
高取町教育次長	前 田 広 子	
高取幼稚園長	山 口 さ お り	
育成幼稚園長	渡 部 登 志 美	

(順不同、敬称略)

4 用語集

合計特殊出生率

その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数とされています。わが国の合計特殊出生率は第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、昭和25年以降急激に低下し、平成17年には過去最低の1.26まで落ち込みました。

合理的配慮

合理的配慮の定義は、わが国が平成26年1月に批准した国連の障害者権利条約第2条では「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とされており、平成28年4月に施行された障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」とともに、この「合理的配慮の不提供」が禁止されています。

子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・子育て期を通して、あらゆる相談を受付ける支援施設です。妊産婦・乳幼児等の実情の把握、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に対する情報提供・助言・保健指導、支援プランの策定、保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整等の役割を担っています。

子ども家庭総合支援拠点

市町村又は市町村から委託を受けた者が公共施設等に常設し、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的な支援を実施する拠点のことを言います。

子ども・子育て関連3法

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的に、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法を指し、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等の地域型保育事業への給付（「地域型保育給付」）の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援等について定めています。

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の拡充や質の向上を進めていくための制度で、平成27年4月から実施されています。

次世代育成支援対策推進法

わが国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健や

かに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるため、平成17年度に施行されました。平成26年度までの10年間の時限立法でしたが、平成26年4月に改正され、令和6年度まで延長されるとともに、育児休業の認定基準の見直しや新たな認定制度の創設等が定められました。

地域型保育事業

子ども・子育て新制度では、施設型給付の対象となる認定こども園、幼稚園、保育所のほか、保育について多様な施設や事業の中から利用者が選択できるよう「家庭的保育事業」「小規模保育事業」「事業所内保育事業」「居宅訪問型保育事業」の4つを地域型保育事業(市町村による認可事業)として児童福祉法に位置付け、地域型保育給付の対象としました。

●家庭的保育事業

家庭的な雰囲気の下で少人数を対象にきめ細かな保育を実施(定員:5人以下)

●小規模保育事業

比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施(定員:6人~19人)

●事業所内保育事業

企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施

●居宅訪問型保育事業

住み慣れた居宅において1対1を基本とするきめ細かな保育を実施

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法では、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする以下の13事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、市町村が地域の実情に応じて実施するよう定められています。また、この内の11事業については、市町村子ども・子育て支援事業計画において、量の見込みと確保の方策を示すこととなっています。(本計画、第5章)

●地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

●利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。「基本型」と「特定型」と「母子保健型」がある。

●放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

●時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日、時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

●一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時

的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

●病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

●子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

●子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

●養育支援訪問事業と子どもを守る 地域ネットワーク機能強化事業

・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関

間の連携強化を図る取組を実施する事業

●妊婦に対して健康診査を実施する事業 （妊婦健康診査事業）

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

●乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

●多様な主体が子ども・子育て支援新制度に 参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

●実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

認定区分

子ども・子育て支援法では、小学校就学前の子どもについて以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて、施設型給付や地域型保育給付の対象となる利用先が決まります。

●1号認定こども

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの

●2号認定こども

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

●3号認定こども

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から実施され、人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもと、3歳から5歳までのすべての子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無償とする制度です。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と育児や介護の両立を図るため、働き方の見直し等を行うことで、多様な選択が可能な社会をつくり、働く方一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることを言います。

=====
高取町第2期子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

高取町 福祉課

〒635-0154 奈良県高市郡高取町観覚寺 990 番地 1

TEL : 0744-52-3334 FAX : 0744-52-4063
=====